

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
28年	42	医療・福祉	施行時特例市	長岡市	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	(保育所等整備交付金) 児童福祉法第56条の3 保育所等整備交付金交付要綱(認定こども園施設整備交付金) 交付要綱	認定こども園施設整備に係る交付要綱の1本化	認定こども園は、H27年度より法的に単一の施設となし、施設基準も一体化されたことに伴い、施設整備に係る交付要綱も1本化していただきたい。	現在、認定こども園の保育園部分(2・3号認定児)は「保育所等整備交付金交付要綱」、幼稚園部分(1号認定児)は「認定こども園施設整備交付金交付要綱」に基づき補助事業を実施しているが、一体的な施設を不自然に分けることにより、事務の煩雑化のほかにも以下の支障が生じている。 1) 交付要綱が1本化されていないことによる法人への不利益 交付要綱が1本化されていないために交付金の有効活用ができず、内事後に工事内容の変更や定員の変更があっても交付額に反映できない。 2) 交付対象経費の違いによる法人への不利益 交付要綱が1本化されていないため、交付対象経費が異なり、結果的に法人に対する交付額が減る。 ⇒上記1)、2)の詳細について別添「参考資料」参照	
28年	285	医療・福祉	都道府県	広島県、中国地方知事会、宮城県、三重県、日本創生のため の将来世代応援 知事同盟	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第56条の3 保育所等整備交付金交付要綱(認定こども園施設整備交付金) 交付要綱	幼保連携型認定こども園整備に係る交付金制度の一元化	27年度に新たに設けられた幼保連携型認定こども園は、「学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一施設」とされ、指導・監督や財政措置の一本化が図られたところである。 一方、その施設整備に係る国費は、保育所部分は「保育所等整備交付金(厚生労働省)」、幼稚園部分は「認定こども園施設整備交付金(文部科学省)」と別々であり、交付金事務の流れも異なる。 単一施設を整備するにもかかわらず、二制度が並立している状況であり、制度の一元化を求める。	交付を受ける立場である市町村においては、幼保連携型認定こども園を新設する場合、単一施設であるにも関わらず、保育所部分は厚生労働省、幼稚園部分は県に交付申請を行うこととなり、二重の事務が発生している。また、供用部分については、交付申請に当たり、便宜上、幼稚園部分と保育所部分を入所定員数等により按分し、各々の手続きを行うこととなっている。 一方、県においても、補助金交付の流れが異なることから、予算上は幼稚園部分のみを計上することになるほか、保育所部分については厚生労働省からの事務委任により県内市町分の取りまとめ内容の精査等を行うこと上での連携、幼稚園部分については県費補助金としての文部科学省への交付申請を行うこととなり、二重の事務が生じている。また、単一施設であるにも関わらず、その一部のみ予算計上されるという点についても、県民から分かりにくい仕組みとなっている。 (参考) 保育所部分(保育所等整備交付金): 国から市町村への直接補助 幼稚園部分(認定こども園施設整備交付金): 国から都道府県を経て市町村への間接補助	
28年	180	医療・福祉	都道府県	兵庫県、川西市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	放課後児童健全育成事業「放課後児童支援員等加通改善等事業」補助要綱 4 実施方法	放課後児童健全育成事業における長時間開所加算の要件緩和について	児童の安全安心な居場所を確保するため、放課後児童健全育成事業の長時間開所加算について、平日5時間を超えた時間について加算されるよう要件を緩和	【現状】 平成27年度に「子ども子育て支援新制度」施行され、留守家庭児童育成クラブ(以下「育成クラブ」)の入所が「小学生」まで拡大された。政府の掲げる「一億総活躍社会の実現」に向けて、今まで以上に放課後児童育成事業の質の向上及び児童の安全・安心な居場所を確保する必要があるが、放課後児童健全育成事業の長時間開所加算については、1日6時間を超え、かつ18時間を超える時間が要件とされている。 【支障事例】 本県の育成クラブは、平日12時～14時の間に開所するクラブが全体の8割を閉めている一方、約60%のクラブが18時から19時に開所する。そのため、1日6時間を超えて閉所時間を延長する長時間加算の要件を満たすことができない施設が多数を占めており、補助要件が現実とあてはまないと思われる。 ※本県の育成クラブ895箇所のうち、長時間開所加算は60箇所で約6.7%としか活用できていない。	
28年	242	消防・防災・安全	その他	関西広域連合、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県	内閣府	B 地方に対する規制緩和	災害救助法施行令第3条	災害救助法の特別基準の設定に係る内閣総理大臣への協議・同意の廃止	災害救助法に基づく救助に関し、特別基準の設定に係る内閣総理大臣の協議・同意を廃止するとともに、設定に伴う財源措置を確実に行うこと。	災害救助法に基づく救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準は、内閣府告示で定められており(いわゆる一般基準)、これと異なる基準を適用する場合には、施行令により、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で定める(いわゆる特別基準)こととされている。 気候、風土や生活習慣等の地域特性や、被害の規模・様相に柔軟に対応し、被災者のニーズに迅速に対応するためには、被災自治体の判断が尊重されるべきである。 また、災害救助の実務上、大規模な災害が発生するたびに特別基準が必要となっており、その協議に時間を要している。	
28年	130	その他	都道府県	熊本県	消費者庁	B 地方に対する規制緩和	地方消費者行政推進事業実施要領	地方消費者行政交付金に係る事業開始期限及び活用期間の延長	地方消費者行政推進事業実施要領に定める地方消費者行政推進交付金の活用については、平成29年度末までの事業開始が要件となっていることや、各事業ともそれぞれ活用期間が定められている(事業メニュー7、消費者安全法第40条第2項の規定に基づく法定受託事務を除く)ことから、事業の開始期限及び活用期間の延長を求める。	【支障事例】 1 相談窓口で専門相談員が配置されていない自治体が平成28年3月現在で8町村あり、今後、相談機能体制の充実を図るべく相談員の配置を進めて行く必要があるが、相談員となる人材が、特に地方では著しく不足していることから配置できない状況あり、当該交付金事業の開始期限である平成29年度までに相談員配置が間に合わない公算が大きい。 単独による相談員配置が現状では困難として広域連携を模索する自治体もあるが、自治体相互間の調整等に時間を要しており、相談員配置の見込みはたっていない。 2 相談員配置が進まない理由として、自治体の財政事情による部分も少なく、財政力指数が0.1～0.2台と財源の乏しい、財政力の弱さも挙げられる。当該交付金事業の活用期間はメニュー毎に設定されているが、この活用期間終了後は一律にすべて相談員の人員費等を自主財源で賄わなければならない。このことから一部の自治体における相談員の確保等の動きを感している一因となっており、終期の設定により、消費者行政に係る経費の中長期的な見通しを立てることができず、相談員の配置といった持続的な体制を見据えた取組に慎重となっている姿勢が見られる。 また、既に相談員を設置している自治体においても、今後複雑・多様化する消費生活相談に対応していくためには相談員のレベルアップは欠かせず、最新情報の収集など定期的に知識を蓄えていく必要があるが、交付金活用期間終了後において、昨今の自治体の厳しい財政状況下において自主財源の確保が容易ならざる状況も想定される。このため、相談員の専門性の維持・確保が困難となる等、質の低下を招き、相談窓口業務の後進につながるおそれがある。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
28年	108	その他	中核市	姫路市	総務省	B 地方に対する 規制緩和	・地方税法第22 条 ・地方自治法第 240条第2項及 び第3項 ・地方公務員法 第34条	公債権等に係る滞 納者情報の共有 化	地方自治法第240条の「債権」について、次のいずれ かの措置を希望する。①地方自治法第240条に条 項を追加する改正を行い、同条第2項又は第3項の事務 を行うに当たり、当該団体が地方税に関する事務に よって取得した情報を活用できる旨を明文化する。② 地方税法第22条に但し書きを加える改正を行い、同 条の「秘密を漏らし、又は窃用した場合」とする規定に ついては、秘密とされる情報を地方自治法第240条第 2項又は第3項の事務を行うに当たり必要な範囲内 で活用する場合に限り、適用されない旨を明文化する。	・市が所有する金銭債権のうち、強制徴収公債権は、総務省通知(平成19年3月27日)に基づき、 地方税の滞納処分等の例により処分することができるが、非強制徴収公債権と私債権は、他の債権 との情報共有・活用ができない。 ・債権回収業務を行うに当たり、強制徴収公債権と私債権を一括して徴収委託している事例がある が、同一の債務者に対し、強制徴収が可能な債権では買入確認ができることから、強制執行や 徴収停止等の措置が速やかに行えるが、一方の債権では、買入調査が行えず、また、法的措置 による強制執行となるため、回収等に時間を費やすとともに、強制徴収と比べ、コストもかかり、債 務者にとっても、交渉等の負担が生じる。 ・滞納者情報を共有化することで、業務効率の向上、コスト縮減が図れるとともに、債務者に対す る負担軽減にもつながることから、現行制度の改正が必要と考える。 ・なお、左記の法改正を行うことを第一の希望とするが、何らかの事情により法改正を行うことが できない場合においては、総務省より各団体に対し、「法律上明文化はされていないが地方自治法 第240条第2項又は第3項の事務を行うに当たり、当該団体が地方税に関する事務によって取得 した情報を活用することは、地方税法第22条における「秘密を漏らし、又は窃用した場合」には当 たらず、同条違反となることはない」旨を通達し、法解釈の統一により上記問題の解決を図ることを 希望する。	
28年	194	その他	都道府県	兵庫県、滋賀 県、大阪府、和 歌山県、鳥取 県、徳島県、関 西広域連合	総務省	B 地方に対する 規制緩和	過疎対策地域 自立促進特別 措置法第5条第 4項	過疎地域自立促 進方針を定める際 の関係大臣への 同意協議の廃止	地方の主体性を高め、事務手続きの負担を軽減するた め、都道府県が過疎地域自立促進方針を定める際の 総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣への同意 協議を廃止し報告のみとすること	【現状の制度】 都道府県は、過疎地域の自立促進を図るため、過疎地域自立促進方針を定めることができるが、 自立促進方針を定めようとするときは、あらかじめ、総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣 に協議し、その同意を得なければならない。同意にあたっては、総務大臣、農林水産大臣及び国 土交通大臣は、関係行政機関の長に協議することとなっている。 【支障事例】 本県で最近に方針を策定(H27)した際、同意基準を踏まえ総務省との事前相談を行ったが、国の 意見回答までに約2ヶ月かかっており、その後の正式協議でも、修正を要するとされた箇所がほと んど無かつたにも関わらず、約1ヶ月を要した。その結果、過疎地域自立促進計画の作業スケ ジュールの遅れを懸念した市町から、「12月議会上程に合うのか」など、国との協議の進捗状 況についての問い合わせが多数あり、対応に苦慮した。	
28年	10	教育・文化	村	野迫川村	文部科学省	B 地方に対する 規制緩和	・公立義務教育 諸学校の学級 編制及び教職 員定数の標準 に関する法律第 6条 ・教育基本法第 4条 ・へき地教育振 興法第4条第2 項	中学校教職員定 数の緩和	中学校の教科担任制を維持するために必要な教職員 の確保	野迫川村では、平成28年度の中学校生徒数12名をピークとして、今後、漸減していくことが予測 されている。現在、標準学級数が2で、教職員定数は管理職を含めての7名となっており、教科担 任制(10教科)を維持するための人数に達していない。野迫川村では、平成31年度以降、標準 学級数が1となり、現在の基準によると、教職員定数は5名となり、教科担任制を維持することが極 めて困難な状態となる。野迫川村は、奈良県吉野郡の山間部に位置し、近隣市町村との連携が図 りにくい点もあり、必要な教員が確保できていない状態である。村としては、村費講師を雇用するな ど自治体としてできる限りの努力をしているが、地理的条件により講師が来てくれない状況にあ る。	
28年	40	教育・文化	施行時特別市	長岡市	文部科学省	B 地方に対する 規制緩和	公立義務教育 諸学校の学級 編成及び教職 員定数の標準 に関する法律 第8条の2	学校栄養教諭等 の標準定数の拡 大	公立義務教育諸学校における栄養教諭並びに学校栄 養職員(栄養教諭等)の定数の標準について 【現行の法律】 学校給食単独実施校のうち、児童生徒数が550人以上 の学校は1校に1名の配置、549人以下の学校は4 校に1名の配置 【求める措置】 学校給食単独実施校のうち、児童生徒数が420人 以上の学校は1校に1名の配置とし、419人以下の学校 は2校に1名の配置とする。 (共同調理場については現行通り)	当市では単独で給食を実施している学校のうち児童生徒数が549人以下の学校が約9割である ため、市内88校に対し県費栄養教諭等の配置は30名である。 平成17年に食育基本法が制定されて以来、食育は国民運動として位置付けて推進されてきてお り、学校でもその取組みに対する充実が求められている。しかし、現行の配置定数では複数校を 兼務しているため、年間指導計画により各学年児をクラス別に段階的指導することは負担が大きく 困難である。 また、十分な教育効果を得るためには生活や体育等の他教科とも関連付けた指導が必要である が、現行の配置では不在日も多く学校側の裁量で柔軟なカリキュラムを組むことが困難である。 さらに、当市において食物アレルギーを持つ児童生徒数が、平成22年度672人(2.9%)に対し平 成27年度は1221人(5.7%)と5年で倍増している。このままでは給食の安全な提供においても支障 をきたす恐れがあるため、市費で栄養士の配置を補い2校に1名の配置を行っている。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
28年	18	教育・文化	都道府県	愛知県	文部科学省	B 地方に対する 規制緩和	高等学校等就 学支援金の支 給に関する法律 第3条第2項第2 号 高等学校等就 学支援金の支 給に関する法律 施行令第2条第 2号 高等学校等就 学支援金の支 給に関する法律 施行規則第2条	高等学校等就学 支援金に係る支給 期間の要件緩和	高等学校等就学支援金制度における支給期間は、36月(定時制等の場合は48月)とされていることから、長期療養などやむを得ない理由により対象者が留年した場合には、同制度による支援が受けられないため、個々の事情を斟酌したうえで支給期間を延長することができるよう、要件を緩和すること。	【制度の内容】 就学支援金の支給期間は、最大で36月である。(ただし、高等学校・中等教育学校後期課程の定時制・通信制課程及び専修学校高等過程・一般課程の夜間等学科・通信制学科に在籍する場合は最大で48月。)このため、3年(定時制・通信制は4年)を超えて在学している生徒は対象外とされている。 【支障事例等】 年度の途中から、長期療養などやむを得ない理由により休学した者について、留年後の1年間のうち、重ねて修学することとなる休学期間に相当する月数については就学支援金制度の対象から外れることとなる。平成28年度末で、平成26年度の制度開始から36月経過するため、平成29年度に入ると、上記理由により留年した者が重ねて修学の月数が、就学支援金制度の対象から外れることが現実として生じる。これまでも一定数の留年者が生じてきたことから、新年度も留年者が生じ得るため、早急な改善策の実施が必要である。	
28年	223	教育・文化	都道府県	徳島県、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、京都市、堺市、関西広域連合	文部科学省	B 地方に対する 規制緩和	・義務教育諸学校の施設費の国庫負担等に関する法律第12条第2項 ・学校施設環境改善交付金要綱第2項(別表1-7-7-1)	インクルーシブ教育の推進のための「学校施設環境改善交付金」の補助対象の見直し	学校施設環境改善交付金 大規模改造(障害児等対策)の対象に、高等学校を追加すること。	障がいのある生徒の県立高校進学者数は増加傾向のため、施設面の障壁をなくすバリアフリー対策工事が急がれるが、高等学校は国の支援制度の対象となっていないため十分な対策ができない。	
28年	42	医療・福祉	施行時特別市	長岡市	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する 規制緩和	(保育所等整備交付金) 児童福祉法第56条の3 保育所等整備交付金交付要綱(認定こども園施設整備交付金交付要綱)	認定こども園施設整備に係る交付要綱の1本化	認定こども園は、H27年度より法的に単一の施設となっており、施設基準も一体化されたことに伴い、施設整備に係る交付要綱も1本化していただきたい。	現在、認定こども園の保育園部分(2・3号認定児)は「保育所等整備交付金交付要綱」、幼稚園部分(1号認定児)は「認定こども園施設整備交付金交付要綱」に基づき補助事業を実施しているが、一体的な施設を不自然に分けることにより、事務の煩雑化のほかにも以下の支障が生じている。 1)交付要綱が1本化されていないことによる法人への不利益 交付要綱が1本化されていないために交付金の有効活用ができず、内示後に工事内容の変更や定員の変更があっても交付額に反映できない。 2)交付対象経費の違いによる法人への不利益 交付要綱が1本化されていないため、交付対象経費が異なり、結果的に法人に対する交付額が減る。 ⇒上記1)、2)の詳細について別添「参考資料」参照	
28年	285	医療・福祉	都道府県	広島県、中国地方知事会、宮城県、三重県、日本創生のための将来世代応援知事同盟	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する 規制緩和	児童福祉法第56条の3 保育所等整備交付金交付要綱 認定こども園施設整備交付金交付要綱	幼児連携型認定こども園整備の一元化	27年度に新たに設けられた幼児連携型認定こども園は、「学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一施設」とされ、指導・監督や財政措置の一元化が図られたところである。 一方、その施設整備に係る国費は、保育所部分には「保育所等整備交付金(厚生労働省)」、幼稚園部分には「認定こども園施設整備交付金(文部科学省)」と別々であり、交付金事務の流れも異なる。単一施設を整備するにもかかわらず、二制度が並立している状況であり、制度の一元化を求める。	交付を受ける立場である市町村においては、幼児連携型認定こども園を新設する場合、単一施設であるにも関わらず、保育所部分は厚生労働省、幼稚園部分は県に交付申請を行うこととなり、二重の事務が発生している。また、供用部分については、交付申請に当たり、便宜上、幼稚園部分と保育所部分を入所定員数等により按分し、各々の手続きを行うこととなっている。 一方、県においても、補助金交付の流れが異なることから、予算上は幼稚園部分のみを計上することになるほか、保育所部分については厚生労働省からの事務委任により県内市町分の取りまとめ・内容の精査等を行った上での進達、幼稚園部分については県費補助金としての文部科学省への交付申請を行うこととなり、二重の事務が生じている。また、単一施設であるにも関わらず、その一部のみ予算計上されるという点についても、県民から分かりにくい仕組みとなっている。 (参考) 保育所部分(保育所等整備交付金):国から市町村への直接補助 幼稚園部分(認定こども園施設整備交付金):国から都道府県経由で市町村への間接補助	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
28年	263	教育・文化	市区長会	指定都市市長 会	文部科学省	A 権限移譲	私立学校法第9 条、私立学校振 興助成法第9 条、学校教育法 第4条	私立幼稚園の認 可権限等の移譲	現在、道府県が行っている「私立幼稚園の認可」、認可 に必要な届書を審議する「私立学校審議会の設置運 営」、私立幼稚園への「運営指導」及び「補助金交付」 にかかる事務の権限・財源を指定都市に移譲	認可及び認可に伴う指導権者と、給付対象施設としての確認及び給付費支給や確認監査による 指導等を行う者が一元化していない煩雑さや重複感が、設置者にとって事務負担増と捉えられ、 子ども・子育て支援新制度への移行が進まない要因になっている。 幼・保・小接続や教育・保育の質の向上に向け、近隣施設間の連携や研究、研修に取り組むにあ たり、現在の市との関係性の弱さから個別園との信頼関係構築に時間を要する場合がある。 認可定員設定は、幼保連携型、保育所型、地方数量型の認定こども園は市が、幼稚園型認定こ ども園と幼稚園は県が行うため、子ども・子育て支援事業計画における1号認定の量の見込みと確 保方策の進行管理を行っていく。幼稚園団体からも、教育ニーズに応じた政策的な園配置や定員 設定を行うよう希望がある。 27年度提案の回答では、「私立幼稚園は市町村の区域を越えて利用されており、広域的な見地 から配慮が必要」とのことであったが、指定都市のような大きな基礎自治体の私立幼稚園につ いては市内からの通園がほとんどであり、当該地域における幼児児童に係る需要動向を最も把握 している基礎自治体である指定都市が主体的に認可判断を行うことが、むしろ住民・利用者の ニーズに迅速かつ的確に対応できるものとする。また、市域外から通園する幼児児童について も、幼稚園の職員から把握することや、保育所の管外保育のように必要に応じて近隣市町村との 調整をすることが可能であることから、認可判断に支障はなく、市に認可権限を委譲することが、 広域的見地を欠くとは限らないと考える。 また、幼稚園のみを運営する法人(小・中・高等学校を運営する法人は少なく、学 校種別により手続き先が異なる影響は限定的である。 さらに、事務処理特例により対応可能であったが、私学助成補助金の交付は事務処理特例で対 応できず、本市が要望する包括的な権限・財源の移譲は実現しない。補助金交付が伴わない認 可・指導権限の移譲では、実質的に行使できる権限の範囲は限られ、実効性の担保がない。	
28年	6	医療・福祉	一般市	東広島市	厚生労働省	B 地方に対す る規制緩和	医療法(昭和2 3年法律第205 号)第30条の4 第2項、第4項 及び第5項 医療法施行令 (昭和23年政令 第326号) 第5条の2 医療法施行規 則第30条の30 及び第30条の 31	基準病床数制 度の見直しにつ いて	園権限による全国一律の基準病床数の算定方法を 都道府県が地域の実情に応じ、独自で加減算できるよ う求める。	本市が属する広島中央二次保健医療圏は、人口に比して基準病床数が過少であることから、既 存病床数が基準病床数を超過する病床過剰地域とみなされており、新たな有床の病院等の参入を 阻む障壁(規制)となっている。こうした病床過剰の状態にあるのは、当圏域に限ったことではなく、 県内いずれの圏域も同様である。	
28年	146	医療・福祉	指定都市	横浜市	厚生労働省	B 地方に対す る規制緩和	医療法第30条 の4、5、6、9、 11	地域医療構想の 必要病床数を踏ま えた基準病床数の 設定	地域医療構想で定める2025年の必要病床数につ いて、速やかに基準病床数に反映させることで、基準病 床数を上限とした病床の整備を可能とする。	国の推計では、横浜市の1日あたりの入院患者は、現在の1万9千人から2万5千人(約1.3倍) に急増する。それに伴い、市内の医療機関の病床数は、現在約2万3千床だが、2025年には約3 万床(約1.3倍)の病床が必要となる。7千床の不足は、全国の市町村で最大規模である。さら に、入院患者数は2040年まで増え続けると推計されている。 新たな医療機関の整備には、病床の配分、建設用地の確保、建築許可、設計、工事、医療従事者 の確保・養成などに少なくとも4～5年は要するため、次期医療計画(平成30～35年)の基準病床 数に必要病床数を反映させなければ、2025年までに病院の整備が間に合わず、入院患者があふ れてしまうため、将来の医療需要に応えることができなくなる。	
28年	145	医療・福祉	指定都市	横浜市	厚生労働省	A 権限移譲	医療法第30条 の4、5、6、9、 11	医療計画の策定 権限等にかかる事 務・権限の移譲	医療計画の策定及び医療審議会の設置にかかる事務 の権限を都道府県から指定都市に移譲する。	人口規模が大きく、かつ複数の政令市を有する県においては、地域固有の医療課題、疾患別の医 療提供体制、各医療機関の現状などを十分に把握することが困難であり、現行の医療計画策定 権限が県のままでは、地域の実情を医療計画に反映させることが難しい。 370万人以上の人口規模を有し、地域課題も県内の他の圏域とは規模やその内容に大きな違い がある本市では、地域の課題に対して、独自性を発揮して取組を進めていく必要があるとして、保 健医療分野を中心とした施策を総合的に体系づけた中期的な指針として、よこはま保健医療プ ランを策定し、救急医療体制等を整備してきた。しかし、医療計画の推進に関する項目の決定には、 市の保健医療協議会と県の医療審議会の両方に付議する必要があり、二重行政になっている。 地域医療構想におけるさまざまな課題を解決するには、二次医療圏や基準病床数の設定、さらに 医療計画において定める地域医療構想の達成の推進のための「既存医療機関が過剰な病床の 機能区分に転換しようとする場合の対応」「地域医療構想調整会議における協議が調わない等、 自主的な取組だけでは不足する機能の充足が進まない場合の対応」「稼働していない病床への対 応」の権限についても合わせて、県から市に移譲されなければ、地域医療構想調整会議において タイムリーな議論ができなくなる。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
28年	42	医療・福祉	施行時特例市	長岡市	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	(保育所等整備交付金) 児童福祉法第56条の4の3 保育所等整備交付金交付要綱(認定こども園施設整備交付金) 認定こども園施設整備交付金交付要綱	認定こども園施設整備に係る交付要綱の1本化	認定こども園は、H27年度より法的に単一の施設となり、施設基準も一体化されたことに伴い、施設整備に係る交付要綱も1本化していただきたい。	現在、認定こども園の保育園部分(2・3号認定児)は「保育所等整備交付金交付要綱」、幼稚園部分(1号認定児)は「認定こども園施設整備交付金交付要綱」に基づき補助事業を実施しているが、一体的な施設を不自然に分けることにより、事務の煩雑化のほかにも以下の支障が生じている。 1) 交付要綱が1本化されていないことによる法人への不利益 交付要綱が1本化されていないために交付金の有効活用ができず、内示後に工事内容の変更や定員の変更があっても交付額に反映できない。 2) 交付対象経費の違いによる法人への不利益 交付要綱が1本化されていないため、交付対象経費が異なり、結果的に法人に対する交付額が減る。 ⇒上記1)、2)の詳細について別添「参考資料」参照	
28年	285	医療・福祉	都道府県	広島県、中国地方知事会、宮城県、三重県、日本創生ための将来世代応援知事同盟	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第56条の4の3 保育所等整備交付金交付要綱 認定こども園施設整備交付金交付要綱	幼児連携型認定こども園整備に係る交付金制度の一元化	27年度に新たに設けられた幼児連携型認定こども園は、「学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一施設」とされ、指導・監督や財政措置の一本化が図られたところである。 一方、その施設整備に係る国費は、保育所部分は「保育所等整備交付金(厚生労働省)」、幼稚園部分は「認定こども園施設整備交付金(文部科学省)」と別々であり、交付金事務の流れも異なる。 単一施設を整備するにもかかわらず、二制度が並立している状況であり、制度の一元化を求める。	交付を受ける立場である市町村においては、幼児連携型認定こども園を新設する場合、単一施設であるにも関わらず、保育所部分は厚生労働省、幼稚園部分は県に交付申請を行うこととなり、二重の事務が発生している。また、供用部分については、交付申請に当たり、便宜上、幼稚園部分と保育所部分を入所定員数等により按分し、各々の手続きを行うこととなっている。 一方、県においても、補助金交付の流れが異なることから、予算上は幼稚園部分のみを計上することになるほか、保育所部分については厚生労働省からの事務委任により県内市町村の取りまとめ・内容の精査等を行った上で進進、幼稚園部分については県費補助金としての文部科学省への交付申請を行うこととなり、二重の事務が生じている。また、単一施設であるにも関わらず、その一部のみ予算計上されるという点についても、県民から分かりにくい仕組みとなっている。 (参考) 保育所部分(保育所等整備交付金): 国から市町村へ直接補助 幼稚園部分(認定こども園施設整備交付金): 国から都道府県経由で市町村への間接補助	
28年	57	医療・福祉	都道府県	長野県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	・指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(12.2.10厚生労働省告示第19号) ・介護職員処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について(27.3.31老発0331第34号)	介護職員処遇改善加算の対象サービス(職種)の拡大	当該加算の非算定サービス(職種)を撤廃する。 (非対象サービス) (介護予防)訪問看護 (介護予防)訪問リハビリテーション (介護予防)福祉用具貸与 特定(介護予防)福祉用具販売 (介護予防)居宅療養管理指導 居宅介護支援 介護予防支援	【支障事例】 名称にあるとおり介護職員に限定された加算であり、多職種が在籍する施設では非対象となる職員(事務職員、看護職員、理学療法士、作業療法士、介護支援専門員等)との不公平感があり事業主にとって使いづらいとの声がある。 平成27年10月～11月に長野県が実施した報酬改定影響調査によると、当該加算を申請しなかった事業所の58%がこの不公平感を掲げており、法人によっては持ち出しですべての職種に適用したり、まったく申請しないところもある。  【制度改正の必要性】 当該加算は他の加算と異なり、新たな職員の配置を要件としておらず、また、キャリアパス要件や人材育成、環境改善等、介護の質の向上を図るためにも非常に有効であるから、全サービス(職種)に拡大するべきである。	
28年	161	医療・福祉	都道府県	京都府、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、関西広域連合	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	平成27年度医療介護提供体制改革推進交付金交付要綱	地域医療介護総合確保基金【医療】の弾力的な運用	地域医療介護総合確保基金【医療】の弾力的な運用	地域医療介護総合確保基金(以下「基金」という)については、病床の機能分化・連携、在宅医療の推進、医療従事者の確保等推進のため創設された。 当基金は3つの事業区分に分けて配分されるが、区分ごとの配分に本府の実績や意向が反映されず偏りがあるため、地域の実情に応じた基金活用の妨げとなっている。 (区分1) 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業 (区分2) 居宅等における医療の提供に関する事業 (区分3) 医療従事者の確保に関する事業	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
28年	164	医療・福祉	都道府県	京都府、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、関西広域連合	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	平成27年度医療介護提供体制改革推進交付金交付要綱	地域医療介護総合確保基金【共通】の弾力的な運用	地域医療介護総合確保基金【共通】の弾力的な運用	地域医療介護総合確保基金については、「医療」区分と「介護」区分に区別されて運用されている。地域医療構想実現のためには在宅医療・介護ともに充実することが大前提であり、医療分・介護分の垣根なく、各事業区分間の配分調整を地域の実情に応じて弾力的に認める仕組みとするべき。	
28年	167	医療・福祉	都道府県	岐阜県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	平成27年度医療介護提供体制改革推進交付金交付要綱 平成27年度医療介護提供体制改革推進交付金交付の内示について	地域医療介護総合確保基金の運用緩和	地域医療介護総合確保基金(医療分)について、各事業区分間の配分額の調整を弾力的に認める仕組みとする。	<p>【具体的な支障事例】</p> <p>病床の機能分化・連携、在宅医療の推進、医療従事者の確保等を推進するため、消費税増収分を活用した、地域医療介護総合確保基金(以下「基金」という)が創設された。本県においても基金事業計画を策定し、医療及び介護の総合的な確保を図っているところ。</p> <p>基金は、下記の3つの事業区分に分けて配分された。平成27年度は、「区分1」には余裕ある配分がなされた一方で、「区分2」、「区分3」では要望額の約5割しか配分されず、本県の実情や意向が反映されない結果となった。加えて、内示の際に3つの事業区分間の額の調整ができないと通知されたため、「区分2」、「区分3」で事業を縮小(廃止)することとなった。</p> <p>&lt;参考&gt;</p> <p>区分1: 医療機関の施設等の整備に関する事業 区分2: 在宅医療の推進に関する事業 区分3: 医療従事者の確保に関する事業</p> <p>&lt;縮小した事業&gt;</p> <p>・地域医療推進事業、がん患者サロン設置事業、心臓リハビリテーションネットワーク事業、障がい児者歯科施設整備事業、岐阜災害医療関係者研修会事業ほか、全14事業</p> <p>&lt;廃止した事業&gt;</p> <p>・産前産後医療機関支援事業、看護師の特定行為研修制度支援事業、外国人患者受入環境整備事業ほか、全6事業</p>	
28年	284	医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	地域医療介護総合確保促進法	地域医療介護総合確保基金の改善(早期の配分と弾力的な運用)	都道府県が、年度当初から事業を実施できるよう、交付スケジュールを見直すとともに、地域の実情に合わせた弾力的な運用などニーズに合わせた幅広い活用や、各事業区分間の融通などを可能とすることを求める。	<p>基金の内示時期が、27年度の医療分の内示は7/17及び10/26(新規事業は9月補正対応)、28年度も、現時点では6~7月と言われており、新規事業は9月補正にせざるを得ず、十分な事業期間が確保できない。</p> <p>内示時に事業区分ごとの金額が指定され、区分間の融通ができないため、地域の実情にあわせた運用ができない。</p> <p>28年度、本県からは医療分の事業区分Ⅱ・Ⅲ合計で約23億円を要望し、県の28年度当初予算で既に約1億円を計上済だが、現時点で確保されているのは、約12億円(国庫補助事業からの振替相当額)のみで、どの程度上乗せされるかは、国の内示まで不明。このため、県の補助交付決定等は、内示後にせざるを得ず、新規事業の本格的な調整も、内示後でないと困難で、事業執行に支障をきたしている。</p> <p>また、介護分でも、昨年度、介護ロボット導入支援事業について事業開始が11月となった。また、補助対象となるロボットや、補助金額の上限(10万円)が決まられており、知名度の高いコミュニケーションロボットが対象外であったり、対象であっても、種類によっては価格に比して小額の補助しかできない等の課題から申請件数が伸びなかった。</p>	
28年	180	医療・福祉	都道府県	兵庫県、川西市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	放課後児童健全育成事業「放課後児童支援員等処遇改善等事業」補助要綱 4 実施方法	放課後児童健全育成事業における長時間開所加算の要件緩和について	児童の安全安心な居場所を確保するため、放課後児童健全育成事業の長時間開所加算について、平日5時を超えた時間について加算されるよう要件を緩和する。	<p>【現状】</p> <p>平成27年度に「子ども・子育て支援新制度」施行され、留守家庭児童育成クラブ(以下「育成クラブ」)の入所が「小学生」まで拡大された。政府の掲げる「一億総活躍社会の実現」に向けて、今まで以上に放課後児童育成事業の質の向上及び児童の安全・安心な居場所を確保する必要があるが、放課後児童健全育成事業の長時間開所加算については、1日6時間を超え、かつ18時を超える時間が要件とされている。</p> <p>【支障事例】</p> <p>本県の育成クラブは、平日12時~14時の間に開所するクラブが全体の8割を閉めている一方、約60%のクラブが18時から19時に閉所する。そのため、1日6時間を超えて閉所時間を延長する長時間加算の要件を満たすことができない施設が多数を占めており、補助要件が現実とあてはまないと恐われる。</p> <p>※本県の育成クラブ895箇所のうち、長時間開所加算は80箇所(約8.7%)しか活用できていない。</p>	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
28年	250	医療・福祉	その他	関西広域連合 (共同提案) 滋賀県、京都府、大分県、兵庫県、和歌山県、鳥取県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	高齢者医療確保法第16条 レセプト情報・特定健診等情報 の提供に関するガイドライン	地域医療の推進(国等が保有する医療関連データの利活用)	<p>国が保有するNDBデータ(レセプト情報・特定健診等の情報)について、地方自治体が高齢者医療確保法に基づき医療費適正化計画を策定するにあたり、地方自治体でデータ提供を受ける手法を具体的に確立し、提供の迅速化を図ることを求める。</p> <p>また、同法に基づく指針に規定する本来目的以外の利用でも、地方自治体が高齢者医療確保法等のための調査分析等に利用する場合には、有識者会議の審査を省略するなど、事務の簡素化等を行い提供の迅速化を図ることを求める。</p>	<p>NDBデータを本来目的(高齢者医療確保法に基づくもの)以外で利用する場合は、「レセプト情報・特定健診等情報の提供に関するガイドライン」に基づき有識者会議による審査を経てNDBデータが提供されている。平成27年4月のガイドラインの一部改正により、都道府県が医療法による医療計画策定に用いる際には有識者会議の審査を経ずにデータ提供が可能となり、利便性が一部向上された。しかし、健康増進計画等については、引き続き有識者会議による審査を経なければならず、そのため膨大な資料作成や費用、時間が必要となる。このようなことから、実態としてNDBデータの分析による健康課題の抽出や必要な対策の検討等が行えない状況にある。</p>	
28年	289	医療・福祉	都道府県	大阪府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、関西広域連合	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	麻薬及び向精神薬取締法	麻薬小売業者間譲渡許可制度の見直し	<p>麻薬及び向精神薬取締法に基づき麻薬小売業者免許を受けている麻薬の在庫不足時における同一都道府県の麻薬小売業者間での譲渡を認めるよう見直しを行うこと。</p> <p>(法第24条) また、麻薬小売業者間での麻薬の適正流通を担保するため重要な記録となる譲渡確認書・譲渡確認書及び麻薬処方せんの写しの交付及び保管については、許可条件ではなく、麻薬卸売業者と同様に全ての麻薬小売業者に対して法の定めによる義務とすること。 (法第32条)</p>	<p>【現状の課題】 現在、麻薬小売業者間で医療用麻薬の譲り渡しを行う場合、麻薬小売業者間譲渡許可を受けなければならない。本制度の下では、医療用麻薬の譲り渡しの範囲が限定的(予め譲渡許可を受けた業者間のみでの譲り渡し)に限定され、同時に複数グループでの譲渡許可を受けられないであり、府内で当該譲渡許可を取得している麻薬小売業者数は全体の2割程度(26年度末19%、27年度末16%、28年度5月末16%)。府内の小売業者からは「手続きが煩雑」/同時に複数グループの譲渡許可を受けられず使い勝手が悪い」などの声も上がっており、制度が十分活用されている状況とは言えない。「現制度により在庫麻薬の不足時に調剤ができる体制が整っている」とは言い難く、がん患者への医療用麻薬の供給を確保し、在宅医療を推進する上で支障となっている。</p> <p>【支障事例】 共同して申請を行ったグループ間での譲受けが行えず、また1の麻薬小売業者は1のグループにしか属することができない。在庫麻薬が不足した際、近隣に当該麻薬を所有する小売業者がいても、他のグループに属している場合は譲受できず、調剤ができない場合がある。</p> <p>また、共同して申請する全ての申請者の押印が必要であり、グループに属する麻薬小売業者のいずれかの変更等があれば、グループに属する全ての者の許可書を添えて手続きをしなければならぬため、大きな1グループになるほど手続きが煩雑になっている。</p> <p>がん患者に対する医療用麻薬の供給を十分に確保し、在宅医療を推進するためにも、現行制度の問題点である「1グループでの許可しか属せないこと」や「許可手続きが煩雑」といった課題を解決し、より実効性のある制度として構築する必要がある。</p>	
28年	55	土地利用(農地除く)	都道府県	岡山県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	森林法第6条第5項	地域森林計画の樹立又は変更に係る農林水産大臣への協議及び同意の取得の義務づけの廃止	<p>地域森林計画の樹立又は変更に当たり、農林水産大臣への協議及び同意取得が義務づけられているが、これを廃止し、計画内容の届出とする。</p>	<p>地域森林計画の樹立及び変更に際しては、森林法第6条第1項による計画書の公告・縦覧、同第3項による関係市町村長、県の森林審議会等の意見聴取を経て、同第5項により国へ協議し同意を取得することが義務づけられている。このため、計画の樹立及び変更に係る手続きが多段階になっており、事務が煩雑となっている。</p>	
28年	82	農地・農業	都道府県	愛媛県、松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項第5号、同法施行令第9条、農林水産省構造改善局長通知「農業振興地域制度に関するガイドライン」	農地改良事業等受益地の農用地区域からの除外に関する規制の見直し	<p>長期にわたる大規模な事業で、部分的に工事が完了して効果が発現した受益地については、地域の実態に合った土地利用を進めるため、農用地区域からの除外に係る起算を「実際上の受益効果を生じた工事が完了した日の属する年度の翌年度」とすること。</p>	<p>国営又は国の補助による土地改良事業では、「工事が完了した日」の翌年度から8年が経過していない場合は、受益地の農用地区域からの除外が原則として禁止されているが、大規模な国営土地改良事業等は、受益地が広範囲で、区域を画して工事期間が何期にも及ぶため、区域によっては、その区域の工事が終了した時点と、全ての区域の工事が完了時点とに大きな時間差が生じる。このため、その区域の工事が終了し、実際上の受益が発生してから相当の期間が経過していても、受益地の農用地区域からの除外が原則としてできないことから、制度と住民の感覚のずれにより地元の実情が進まず、当該区域の農業情勢・社会情勢の変化等を即座に反映させることが困難な場合がある。</p>	
28年	91	土地利用(農地除く)	都道府県	栃木県	農林水産省	A 権限移譲	森林法第26条	森林法第25条1号～3号保安林の解除権限の知事への移譲	<p>地方公共団体等が実施する公共事業に伴う、森林法第3条の3に規定されている規模未満の森林法第25条1号～3号保安林の解除に係る権限について、知事に移譲すべき</p>	<p>【制度改正の経緯】 平成26年度の提案に対して、一級河川を擁さない重要流域においては流域全ての県と国の協議が整った場合、重要流域の指定を外すことにより、指定・解除の権限を県に移譲することが閣議決定されたが、重要流域内は従前のとおりとなっている(当該の場合、全てが重要流域内の保安林である)。</p> <p>【支障事例】 既開設道路において、地方公共団体等が実施する通行の安全確保を目的とした法面保護工事や線形改良工事のような小規模工事について、迅速な工事着手・地域住民の利便性向上につながるため、保安林の解除権限を知事に移譲すべきである。現状では、工事着手までに申請書提出以前の打ち合わせ協議を含めて約6ヶ月～8ヶ月の期間を要し、年度内工事完成が厳しい状況となっている。</p> <p>【制度改正の必要性】 1号～3号保安林については、受益が広範囲となり国土保全機能の根幹部分であることは理解できるが、地域住民の利便性向上も地方創生に必要不可欠である。</p>	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
28年	175	農地・農業	都道府県	兵庫県	農林水産省	B 地方に対する 規制緩和	農業振興地域の 整備に関する 法律第13条第2 項 農業振興地域の 整備に関する 法律施行令第9 条	「農用地区域内農 地」に係る除外要 件の緩和について	農振法第13条第2項「土地改良事業完了後8年を経 過していること」という要件を撤廃すること	【現状】 農用地区域から除外するためには、 ①その土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外に代 替すべき土地がないこと。 ②農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ 総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと。 ③農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積 に支障を及ぼすおそれがないこと。 ④農業用排水施設や農道など農用地等の保全又は利用上必要な施設の有する機能に支障を 及ぼすおそれがないこと。 ⑤土地基盤整備事業完了後8年以上経過しているものであること。 の5つの要件を満たさなければならない。 【支障事例】 農振除外要件のうち「土地改良事業完了後8年を経過していること」という要件が、既存工場が隣 接する農用地区域内農地に拡張を行う場合の支障となつて、工場拡張に伴う地域の雇用創出へ 機動的な対応ができなかった事例がある。 本県のある自治体において、自動車関連工場が拡張を計画し、地元自治体にとつても地元雇用や 経済波及効果を期待していた。しかし、4haが農用地区域にかかっており、土地改良事業等の施 行から8年を超えていなかったため、工場拡張を断念せざるを得なかった。	
28年	176	農地・農業	都道府県	兵庫県、小野市	農林水産省	B 地方に対する 規制緩和	農業振興地域 の整備に関する 法律 第9条第 4項、第13条 第4項	2ha未満の農用地 利用計画の変更 における県との同 意協議の見直し	地域特性を活かした弾力的なまちづくりに取り組むた め、農用地利用計画に係る2ha未満までの計画変更に ついては、県と協議し、同意を求めるとされている のを、県との協議のみとすること	【現状】 農用地利用計画を変更する際には、都道府県知事へ協議し、同意を得なければならない。 【支障事例】 本県の小野市が農地利用計画の変更を行った際、市内部での協議開始から、県との事前協議を 経て、公告縦覧を行い、県知事の同意を得るまで、約6ヶ月かかった。そのうち、県との協議(事前 協議を含む)に関しては、協議開始から同意まで約2ヶ月間を要している。農地利用計画の変更 にあたっては、市職員も県職員と同様に、国が示すガイドラインや法の審査基準に従って審査を行っ ており、地方自治体が独自で判断する余地がない。そのため同意を廃止し、手続きの期間を短縮 することで、スムーズな企業誘致や産業振興、市民サービスの向上につなげることができる。	
28年	189	農地・農業	都道府県	兵庫県、三田 市、滋賀県、大 阪府、鳥取県、 徳島県、京都 市、関西広域連 合	農林水産省	B 地方に対する 規制緩和	農業振興地域の 整備に関する 法律第9条第4 項、地域資源を 活用した農業者 等による新事業 の創出等及び 地域の農林水 産業の利用促 進に関する法律 第9条第6項	農家レストランを 農用地区域に設 置する際の要件緩和	主として同一市町村内で生産されている農畜産物又は それを原料として製造・加工したものの提供を行う農家 レストランについては、農業用施設とするよう要件を緩和 すること	【現状】 農家レストランは、農業振興地域の整備に関する法律上の農業施設として認められていない。そ のため、農振農用地区域内への設置ができず、都市と農村の交流や、地元産野菜の提供による、 農村地域の活性化や地産地消の推進を行う上で支障となっている。 【支障事例】 本県のある市では、地方創生の一貫として、外国人観光客等に豊かな自然を楽しむと同時に地域 で取れた優れた農畜産等を提供し、さらなる誘客の促進や販路拡大、地域活性化を図ろうと農家 レストランの設置を検討していた。しかし、農家レストランは農業用施設に該当しないとして農振農 用地区域内への建設が認められなかった。 なお、農用地区域内での農家レストランの設置については、国家戦略特区で措置されており、その 進捗状況等を踏まえ総合的に判断することとしているが、外国人観光客が日本に多く訪れており、 今後東京オリンピック等でさらなるインバウンド消費が見込まれるなか、早急に検討していただき たい。	
28年	239	土地利用(農地除く)	その他	関西広域連合 (共同提案) 滋賀県、兵庫 県、鳥取県	農林水産省	A 権限移譲	森林法第25条、 第26条	複数府県に跨がる 重要流域内民有 林の保安林の指 定・解除権限の移 譲	重要流域内の民有林の保安林の指定・解除権限につ いて、府県への移譲を基本とし、複数府県に跨がるも のは、関西広域連合への移譲を求める。	現在、指定、解除申請の標準処理期間について、解除申請の場合、本申請前の事前相談で了承 を得るのに2ヶ月、大臣(林野庁)が申請書を受理してから予定通知の施行まで3ヶ月とされている が、国に進捗して以降、都道府県知事に予定通知があるまで相当な期間(指定の場合、進捗から 予定通知があるまで1年6か月の事例も)、確定告示までは平均的に府県指定・解除の2倍の1 年程度を要しており、申請者等からの問い合わせに苦慮するケースも見受けられる。また、現地を 知らない林野庁本庁で審査されるため、現地を熟知する地方公共団体であれば必要な、現地の 状況を説明するための詳細な資料が必要となっている。	
28年	295	農地・農業	知事会	九州地方知事 会	農林水産省	B 地方に対する 規制緩和	農業振興地域の 整備に関する 法律第9条第4 号、 農業振興地域の 整備に関する 法律施行規則 第1条	農用地区域内に おける農家レス タラン設置を可能 にすること	現在、国家戦略特区の下でのみ農用地区域内に農家 レストランを設置できるが、当該措置を全国展開する。	【支障事例】 現在、「農家レストラン」は「国家戦略特区」において指定された場合を除き、農用地区域内に設 置することができないため、農用地区域から除外できない場合は設置を断念せざるを得ない状況 にある。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
28年	159	産業振興	都道府県	京都府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	経済産業省	A 権限移譲	商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成5年法律第51号)第5条	経営発達支援計画の認定に係る権限移譲	経営発達支援計画の認定に係る認定権限を都道府県に移譲する	商工会・商工会議所が作成する経営発達支援計画の認定については、都道府県は選考時に意見照会があるのみで、経営発達支援計画の認定・不認定結果と講評について、都道府県に情報提供を受けていないことから、各地域商工会・商工会議所の課題をつかみ効果的な機能強化に取り組むことができない。	
28年	187	産業振興	都道府県	兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市	経済産業省	A 権限移譲	中心市街地活性化法第40条第4項、第5項、第41条第2項など	中心市街地の活性化に関する補助金交付事務等の国から県への移譲	特定民間中心市街地活性化事業計画の認定から補助金交付までの権限を移譲すること	【現状】 国は、中心市街地活性化法に基づき市町村が策定した基本計画を認定しており、全国的視点のもとで役割を全うしている。特定民間中心市街地活性化事業は、この基本計画に記載されたものに限られ、地域・まちなか商業活性化支援事業(中心市街地再興戦略事業)費補助金の採択や地方税の不均一課税など地方公共団体の支援措置に關係しているため、事業実施については住民に身近な行政として地方の実情を熟知した地方公共団体に委ねるべきである。 従って、特定民間中心市街地活性化事業計画の認定事務等の中心市街地の活性化に関する事務及び地域・まちなか商業活性化支援事業(中心市街地再興戦略事業)費補助金の交付事務を国から県へ移譲されたい。 【支障事例】 国の地域・まちなか商業活性化支援事業(中心市街地再興戦略事業)費補助金の対象となる事業と県単独実施事業が類似している。 (例)再開発ビル等再整備事業(空き区画の再整備による新規テナント誘致)、商店街再編事業(商店街と周辺住宅地を含む区域で行う総合的なまちづくり)等	
28年	188	産業振興	都道府県	兵庫県、滋賀県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市	経済産業省	A 権限移譲	地域商店街活性化法第4～7.11～13条 地域商業自立促進事業費補助金募集要項	地域商店街活性化法に関する認定事務の権限移譲	地域商店街活性化法による商店街活性化事業計画・商店街活性化支援事業計画の事務権限を国から県へ移譲すること。 ・商店街活性化事業計画及び商店街活性化支援事業計画の認定・変更・取り消し ・商店街活性化事業計画及び商店街活性化支援事業計画の実施状況報告の徴収 ・地域商業自立促進事業費補助金の交付事務の移譲	【再提案理由】 商店街の支援については、住民に身近な地方自治体が、地域の実情に応じて実施しているが、地域商業活性化法による商店街活性化事業計画及び商店街活性化支援事業計画については、都道府県や市町村の意見を聴き、配慮することになっているものの、認定等は経済産業省が行うこととされている。 また、国の地域住民生活等緊急支援交付金を活用し、平成27年度に実施した商店街買い物ポイント事業などにより商店街活性化の機運が高まっているなか、国が進める地方創生においては、地方への移住等を促進するため地方都市の経済・生活圏の形成が進められている。 【支障事例】 都道府県においては、商店街の振興に関する類似の施策を実施しており、支援対象となる事業者も差違が無い中で、支援窓口が国と都道府県とで2つに分かれているため、総合的な商店街の活性化施策の実施に支障を来している。 (例)商店街支援事業(地域資源活用・少子・高齢化対応)、ご用聞き・共同宅配事業(少子・高齢化対応)商店街新規出店・開業等支援事業(創業支援)等	
28年	257	産業振興	市区長会	指定都府市長会	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	工場立地法第4条	工場立地法により設置を要する環境施設の選択設拡大	工場立地法施行規則第4条の「緑地以外の環境施設」として、太陽光発電施設以外の再生可能エネルギー発電施設等を追加	工場立地法においては、工場を立地する際に一定割合の面積の「緑地以外の環境施設」を設けるべきことが定められている。当該施設については、同法施行規則において、創エネルギー関連としては太陽光発電設備のみが規定されているが、他の再生可能エネルギーや燃料電池等はいずれも低炭素化に資するものである。またこれらは、その仕組みにもよるが、自立分散型電源として、災害時にも電気を供給することが可能であり、施設を地域住民の一時的な避難場所として開放することで、周辺地域の生活環境の保持にも寄与するものである。現行規定は、こうした設備の導入促進、誘導に当たり支障となっている。  (構成市における具体例) 工場施設の立地を構想し、再生可能エネルギーを含む新エネルギーの導入を検討している事業者があり、現行の規定では、当該発電施設の設置断念につながる恐れがある。	
28年	4	土地利用(農地除く)	一般市	松原市	国土交通省	A 権限移譲	都市計画法第15条第1項	区域区分の決定・都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定権限の移譲	都市計画法第15条第1項において「次に掲げる都市計画は都道府県が、その他の都市計画は市町村が定める。 一 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画 二 区域区分に関する都市計画」と規定されているが、区域区分の決定と都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について、市への権限移譲を求める。	本市が市街化区域への編入を希望している区域であっても、大阪府が定める区域区分変更の基本方針に適合しない場合は、市街化区域へ編入できない。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
28年	5	土地利用(農地除く)	一般市	松原市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	都市計画法第33条第2項 都市計画法施行令第28条	開発許可に係る技術的細目の条例委任	開発許可の技術的細目は、都市計画法第33条第2項及び同法施行令第25条で法定されているが、地域の実情に合った公共施設等の整備を行うことができるよう、同法施行令第25条に定める基準を市へ条例委任する。	公園・緑地・広場(以下「公園等」という。)の設置については、同法施行令第25条第6号の規定に基づき、開発面積が0.3ha以上の開発行為の場合、開発面積の3%以上の面積の公園等の整備が求められるが、開発区域周辺に公園等が整備済みでも必ずしも新たな整備の必要性がない事例もある。	
28年	47	土地利用(農地除く)	都道府県	埼玉県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	国土利用計画法第39条	土地利用審査会の国土利用計画審議会への整理・統合	国土利用計画法第39条により義務付けられている土地利用審査会の設置を不要とし、同法第38条に基づく国土利用計画審議会に整理・統合する。 なお、土地利用審査会では法律実務者(弁護士)が任命されている一方、国土利用計画審議会では任命されていない。この点については、国土利用計画審議会委員に法律実務者を新たに任命することで対応可能である。	【制度改正の必要性】 土地利用審査会は、知事の監視区域指定に当たり意見を述べるなどの役割を持つ組織である。現在は、地価上昇圧力が大幅に低下し、本県では平成8年に降約20年にわたって監視区域等は指定されていない。しかし、国土利用計画法により同審査会設置が義務付けられているため、3年ごとに委員改選を行いながら審査会を維持している。 平成28年の提案募集では、愛知県が審査会委員の任命に係る議会の廃止を提案した結果、「事務負担の軽減について、地方公共団体に情報提供を行う」との方針が示された。しかし、事務負担軽減につながる具体的な情報提供はなく、本審査会の設置方法そのものを改めて見直す必要がある。 【支障事例】 バブル期のような地価急騰が今後発生することは想定しがたい。また、現在の審査会は具体的な審査案件がなく、3年に1回の委員改選のみを行っている状態であり、事実上の存在意義は極めて薄れている。こうした状況にも関わらず、当該審査会を必要としないことは、行政運営上の支障である。 審査会の維持には、委員報酬や旅費、会場費など(平成28年度予算255千円)がかかるほか、委員候補者の選定や交渉、議案作成、県議会等での説明など、委員任命に向けた一連の事務が事務局の負担となっている。 さらに、委員改選のみを目的とした審査会の開催は、委員に対して不必要な負担を強いるものである。 したがって、土地利用審査会の設置を不要とし、国土利用計画審議会に整理・統合してはどうか。	
28年	170	運輸・交通	都道府県	兵庫県、滋賀県、和歌山県、鳥取県	国土交通省	A 権限移譲	道路運送法第4、5、9、15、21-2、31、79、94条	同一県域内における一般乗合旅客自動車運送事業の許認可等の権限移譲	同一県域内で実施する道路運送法第3条第1号イの一般乗合旅客自動車運送業(路線バス、コミュニティバス等)にかかる許認可、一時的な需要増加時における一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者への臨時許可を含めた権限の一括移譲を求める。	【再提案理由】 平成26年に地域公共交通活性化・再生法が改正され、まちづくりや観光振興などの地域振興策との一体的な取組や、地域特性や生活環境の変化を踏まえた持続可能な地域公共交通ネットワークを構築するため、地域の総合行政を担う地方公共団体に先頭に立ち積極的に取り組んで行くことが重要であるとされた。しかしながら、一般乗合旅客自動車運送業に係る許認可権限等が地方に無いため、地域内の事業者の情報を把握することができない。 【新たな支障事例】 県内のある自治体が、社会実験としてコミュニティバスの路線を新設しようとした計画し、当該地区を事業エリアとするバス事業者に運行を委託することで調整を行っていたが、その情報を知った路線バスの許可を持つタクシー事業者から、「当社でも運行可能である」とのクレームが入った。実際には当該タクシー事業者はバス車両を持っており、計画期間内にバスを走らせることが困難な状況であったが、当該自治体には運輸局から事業者が持つ車両などの許可に関する情報が提供されていなかったため、その調整に時間を要した。	
28年	236	土地利用(農地除く)	その他	関西広域連合(共同提案) 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県	国土交通省	A 権限移譲	国土形成計画法第9条	国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画について、広域地方計画協議会への関西広域連合への移管、策定権限の関西広域連合へ移譲を求める。	国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画について、広域地方計画協議会への移管、策定権限の関西広域連合へ移譲を求める。	関西広域連合の前身である関西広域機構は協議会メンバーであり、機構解散時に関西広域連合を協議会参画への後継指名をしているにも関わらず、平成27年3月に、構成団体首長全員の連名による要請で、ようやくオブザーバー参加が認められただけで、正規メンバーとして認められる規約改正も行われず、計画が策定されるに至った。 平成28年3月に決定された「関西広域地方計画」の策定においても、関西広域連合が実施した関西圏域の展望調査の成果を計画に反映させるべく近畿地方整備局に働きかけたが、近畿地方整備局からは、意見を述べなければ構成府県市から述べるよう求められた。また、その意見の反映についても、趣旨は踏まえられてはいる部分もあるものの、根本的には、関西の地域の実情、地域特性を十分に踏まえたものではなく、東京の視点での計画で、全国計画の地方版に過ぎず、東京一極集中を是正するためのものとなっていない。	
28年	237	土地利用(農地除く)	その他	関西広域連合(共同提案) 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	近畿圏整備法第9条、第10条、第11条、第12条、第14条 近畿圏の保全区域の整備に関する法律第5条、第7条 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律第3条	近畿圏整備法に基づく整備計画の決定権限・各区域の指定権限の移譲、近郊整備区域建設計画等の作成に係る国同意の廃止	近畿圏整備法に基づく近畿圏整備計画や近郊整備区域等の各区域指定について、関西広域連合への決定権限の移譲を求めるとともに、近郊整備区域建設計画等の作成に係る国同意の廃止を求める。	関西においては、総合行政を担う地域の実情に精通した府県、政令指定都市から構成する関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、広域行政の基本的な政策的企画・調整機能を担い、実績を積み重ねている。 しかし、近畿圏の建設とその秩序ある発展を図るための近畿圏整備計画の決定や、近郊整備区域・都市開発区域・保全区域・近郊緑地保全区域の指定について、関係府県・関係政令指定都市等の意見を踏むこととはなっているが、平成28年3月提出期限の近畿圏整備計画(案)に係る意見審査に意見は提出されるのみであり、関西の地域の実情、地域特性を反映させる仕組みになっておらず、東京の視点での国主導の計画で、東京一極集中を是正するものとなっていない。また、関西広域連合には照会すら行われず、関西の広域行政の責任主体としての存在を考慮されていない。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
28年	238	土地利用(農地除く)	その他	関西広域連合 (共同提案)滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県	国土交通省	A 権限移譲	都市計画法第5条第4項	複数府県に跨がる都市計画区域の指定権限の移譲	複数府県に跨がる都市計画区域の指定権限について、関西広域連合への移譲を求める。	都市計画区域の指定は、地域の実情に応じ、地域の特性を生かすため、地方公共団体が自主的かつ主体的に取り組むべきでもあることから、府県内の区域指定の場合は府県の権限となっている。 しかし、二以上の府県の区域にわたる都市計画区域については国の権限となっており、これまで府県域を越えて一体的に発展している地域があっても、府県単位で区域指定を行っている。 今後は、府県を跨がる場合においても一体的に区域指定し、より一体的に調和がとれ、齟齬がないようなまちづくりを効率的に進める必要がある。	
28年	246	運輸・交通	その他	関西広域連合 (共同提案)滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県	国土交通省	A 権限移譲	「観光圏の整備による観光客の来訪及び滞在の促進に関する法律」第8条第3項(観光圏整備実施計画の認定)	観光圏整備実施計画の認定に係る事務・権限の移譲	現在、「全国的見地から効率的に滞在交流型観光の取組を進めるため、観光庁で一体的に実施する必要がある」とされている観光圏整備実施計画の認定に係る事務・権限(広域連合の構成府県市が実施主体である)第8条第3項(観光圏整備実施計画の認定)について、広域連合への移譲を求める。 また、広域連合による認定を受けた団体等が、従来この国の認定と同様に、国の特別措置の支援(旅行業法の特例等)が受けられること及び補助事業「観光ブランド確立支援事業」の補助対象者となることを求める。	観光圏事業を外国人観光客の誘導策等と連携させ、地域全体で相乗効果が得られるような仕組みがない。国は広域観光周遊ルート形成促進事業、観光地域ブランド確立支援事業(観光圏事業)、デジタルジャパン事業等の類似の事業について、各々をどのように有機的に連携させていくのかという具体の考えが示されておらず、事業が重複して実施されないために、運輸局主催による各事業関係者を集めた「事業連携会議」が設けられた。しかし、地域全体で相乗効果が得られるような仕組みがあれば、本来、このような会議は不要であり、国が一元的に地域間の調整を行っている。)が難しいことを示す事例と言える。(国は、各事業を予算執行上の観点で整理しようとしている。)	
28年	247	運輸・交通	その他	関西広域連合 (共同提案)滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県	国土交通省	A 権限移譲	道路運送法第4、5、9、15、31、79、94条	一般乗合旅客自動車運送事業の許認可等権限の移譲	道路運送法の一般乗合旅客自動車運送事業(貸し切りバスを除く)に係る事業経営、事業計画、運賃等への許認可・登録、さらには、指導監督等の事務を含めた権限について、同一府県内で実施するものは、移譲を希望する府県への移譲を基本としつつ、府県域を跨がるものは、府県域を越える広域連合への移譲を求める。	路線バスやコミバスなどの生活交通バスは、日常生活を支える移動手段のほか、都市部と地方部の交流人口を増加させる基盤としても重要な役割を果たしている。地方創生がめざす「各地域が、それぞれの特性を生かした自律的で持続可能な社会を構築していく」ためには、同一府県内における生活交通バスなど地域交通ネットワークの整備に関しても、地域を包括する府県の責任と権限において、総合的な施策展開を進める必要がある。 しかしながら、地域内の移動量では既存公共交通を維持できない地域においても、地域外からの広域的な観光誘客を回る取組みが求められているが、必ずしも、地域の観光・交通資源の実情やニーズに合致したものとせず、内外の旅行者等が回避しやすい環境が整っていない。 運行スケジュールの改善による旅客の利便性や回遊性の向上など地域交通ネットワークの最適化をはかるために不可欠である一般乗合旅客自動車運送にかかるとは国が持っているため、自家用旅客運送だけでなく、一般乗合旅客自動車運送を含めた一体的な権限のもと、地域主体の責任体制を構築できるよう、同一府県内で実施する一般乗合旅客自動車運送事業の許認可等の権限について、移譲を希望する府県への移譲を求める。ならばに府県域を跨がるものについては、府県域を越える広域連合への移譲を求める。 すでに、道路運送法第78条第2号の自家用有償旅客運送事業については、地方公共団体に権限が移譲され、また、運賃変更にかかる認可事務等についても、地域公共交通会議での合意があれば、事務手続き期間の短縮が行われるなど、一定の弾力的な対応が可能となっている。	
28年	240	環境・衛生	その他	関西広域連合、(共同提案)滋賀県、京都府、兵庫県、鳥取県	環境省	A 権限移譲	自然公園法第20条第3・6・7、8項、第21条第3・6・7項、第22条第3・6・7項、第23条第3項第7号、第24条、第30条、第32条、第33条、第34条、第35条	国立公園の管理に係る地方環境事務所長権限の移譲	国立公園の各区域内の行為許可権限、立入認定権限等の地方環境事務所長権限(連合域内の山陰海岸国立公園)について、関西広域連合への移譲を求める。	法定受託し府県を経由している地方環境事務所長権限案件の場合、景観回復のための樹木の伐採といった軽微な案件にも関わらず、処理期間が1~2ヶ月程度かかるなど、事務処理に時間を要している。	
28年	241	環境・衛生	その他	関西広域連合、(共同提案)滋賀県、京都府、兵庫県、鳥取県	環境省	A 権限移譲	自然公園法第7条第2項、第8条第2項	国立公園に関する公園計画の決定等権限の移譲	国立公園に関する公園計画の決定等権限について、関西広域連合への移譲を求める。	国立公園は、国において公園区域を定めて指定し、公園計画を決定しているが、国立公園の管理責任者は都道府県である。国立公園の保全と活用をめぐる価値観の多様化やニーズ変化は急速に進行しており、地域の環境保全の責任を担っている地方自治体のインシアティブなしには充実した管理運営は望めない状況にあり、国が決定した計画に基づき府県が管理するという、現行の枠組みは、地方自治体のインシアティブを發揮しにくいばかりか、府県の自主性・主体性を損なう制度である。 具体的には、兵庫県の平成18年の氷ノ山後山那岐山国立公園の計画変更の例では、遑原・草原が失われている地域の自然再生施設の追加等を行う軽微な計画変更を行おうとしたが、事前協議から環境大臣への申出(平成17年8月19日)、決定(平成18年8月1日)まで約2年近く要した。また、野営場、園地、避難小屋、駐車場、宿舎等の利用促進の観点から施設配置の利用(施設)計画の機動的な見直しが必要であるが、現地状況の説明のため、詳細な資料作成、調査等が必要となるなど、軽微な公園計画の見直しは躊躇せざるをえない状況にある。 国から地方に権限が移譲されたとしても、自然公園法等の基準のもと公園計画決定することにより、地方公共団体の協働に基づき、国の関係機関と調整の上、必要な動き(同意を要しない協議)を行うことで、国の関与は一定告知される。専門家への意見聴取については、府県の審議会に意見を聞くことで代替可能である。 自然公園を指定する主体が公園計画を決定する必要性はなく、むしろ公園計画に基づいて管理する主体が責任を持って公園計画を決定することにより、適切な管理が可能となる。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
28年	20	産業振興	都道府県	愛知県、岐阜県、三重県、長野県、静岡県	内閣府	B 地方に対する規制緩和	「総合特区推進調整費の使途等に関する基準について」(平成23年8月23日府地活第126号)	総合特区推進調整費の支援期間の延長	総合特区推進調整費による支援期間は、「最初の総合特区計画の認定から5年以内」に限られているが、計画変更に伴い目標期間が延長された特区においても引き続き、調整費を活用できるよう、支援期間を延長すること。	【支障事例等】 平成24年に認定を受けた「アジアN」。1航空宇宙産業クラスター形成特区」計画は、数値目標の目標年(平成 27年)を迎えたため本年3月の計画変更により、新たな目標年度を「平成32年度」とする数値目標を設定した。 一方、総合特区推進調整費による支援期間は「総合特区推進調整費の使途等に関する基準について」(平成23年8月23日府地活第126号)により、「最初の総合特区計画の認定から5年以内」に限られており、本特区では、最初の計画認定から5年を経過した平成29年3月9日以降は調整費の活用ができない。 【制度改正の必要性】 本特区は、平成29年度に販路開拓事業に特区調整推進費を活用した実績がある。今後も活用の可能性があり得ることから、今回の計画変更に伴う目標期間の延長に合わせ、調整費の支援期間の延長を求めるものである。 【平成25年度の調整費の活用について】 調整費を活用することにより、支援機能調査、試験設備の基準仕様取りまとめ、海外販路開拓チャンスの創出に機動的に取り掛かることができたもの。	
28年	37	消防・防災・安全	施行時特別市	長岡市	内閣府	B 地方に対する規制緩和	災害救助法第4条第1項第6号 災害救助法施行令第3条 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(内閣府告示第228号)	災害救助法の要件緩和(住宅応急修理における年齢・所得要件の廃止及び基準額の拡大)	大規模災害時における住宅の応急修理について、所得制限や年齢要件を廃止する。また、現在の基準額では1回の修理で全て完了しないため、基準額の増額と、修理対象範囲を、6畳を超える畳、内装などについても拡大することを求める。	被害判定や所得が同じであっても、半壊の場合は、世帯主の年齢が1歳違うだけで対象にならない世帯がある。 また、応急修理の範囲は、日常生活に必要な最小限度の部分(屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管、トイレ等)に限られている。 長岡市の中山間地域では都市部に比べて日本家屋の特徴である和室の数が多いため、日常生活に必要な部分として畳の損傷を求める声が多く、修理の実態と制度が合っていない。日常生活に必要な修理であるため、規制緩和(基準額の拡大や対象範囲の拡大)をお願いしたい。	
28年	38	消防・防災・安全	施行時特別市	長岡市	内閣府	B 地方に対する規制緩和	被災者生活再建支援法第3条	被災者生活再建支援法の改善	被災者生活再建支援法第3条の被災者生活再建支援金について、全壊、大規模半壊などの区分でなく、損傷割合が上がるにつれて、支援額が緩やかに高くなるような制度に改正することを求める。	災害に係る住家の被害認定において、住家の損傷割合が1%低いだけで、下のランクに被害判定されると、支援金の額に大きな差がある。 被害判定の結果に不満を持ち、再調査を依頼する被災者が殺到し、職員は窓口対応や、再調査の対応に追われることとなる。 なお中越地震の際は、長岡市は86,485件の調査を実施したが、約6,000件について再調査を実施した。再調査のピーク時は、1日当たり30人の職員が調査に従事した。	
28年	72	産業振興	都道府県	静岡県、愛知県、岐阜県、三重県、長野県	内閣府	B 地方に対する規制緩和	「総合特区推進調整費の使途等に関する基準について」(平成23年8月23日府地活第126号)	総合特別区域計画に定めた、事業の推進を図るため、総合特区推進調整費の支援期間の延長	総合特区推進調整費による支援期間は、「最初の総合特区計画の認定から5年以内」に限られているが、計画変更に伴い目標期間が延長された特区においても引き続き、調整費を活用できるよう、支援期間を延長すること。	【支障事例等】 平成24年に認定を受けた「アジアN」。1航空宇宙産業クラスター形成特区」計画は、数値目標の目標年(平成 27年)を迎えたため本年3月の計画変更により、新たな目標年度を「平成32年度」とする数値目標を設定した。 一方、総合特区推進調整費による支援期間は「総合特区推進調整費の使途等に関する基準について」(平成23年8月23日府地活第126号)により、「最初の総合特区計画の認定から5年以内」に限られており、本特区では、最初の計画認定から5年を経過した平成29年3月9日以降は調整費の活用ができない。 【制度改正の必要性】 本特区は、平成25年度に販路開拓事業に特区調整推進費を活用した実績がある。今後も活用の可能性があり得ることから、今回の計画変更に伴う目標期間の延長に合わせ、調整費の支援期間の延長を求めるものである。 【平成25年度の調整費の活用について】 調整費を活用することにより、支援機能調査、試験設備の基準仕様取りまとめ、海外販路開拓チャンスの創出に機動的に取り掛かることができたもの。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
28年	165	その他	都道府県	京都府、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、関西広域連合	内閣府	B 地方に対する規制緩和	・総合特別区域法第12条及び第35条、同法附則第2条 ・総合特区推進調整費の用途等に関する基準について(平成27年11月18日一部変更 府地活第9号)	総合特区推進調整費の支援期間の延長	【総合特区推進調整費による支援期間の延長】 総合特別区域計画に定めた、事業の推進を図るため、総合特区推進調整費の支援期間(当該総合特区にかかる最初の計画の認定から5年以内に限る)の延長	関西イノベーション国際戦略総合特区では、ライフサイエンス分野や新エネルギー分野への集中投資により、世界に向けた新たなイノベーションを生み出していくこととしている。 これまで、各府省の予算はもとより、当該調整費により、BNCT治療システムの開発や異分野の研究者による医療技術開発拠点の整備を行うなど、さまざまな取組みを進めてきており、順調に進捗している (内閣府総合特別区域推進本部 評価・調査検討会の平成26年度評価 4.1/5)。 これらの分野で世界をリードしていくためには長期的・継続的な事業推進が必要不可欠であり、平成29年度以降もいかなる学研都市におけるスマートモビリティを活用した新たな実証事業などを展開していく予定である。 しかしながら、当該調整費は支援期間が「最初の総合特区計画の認定から5年以内」に限られているため、今後、総合特区計画更新等の手続きを行い、新計画の認定を受けたとしても、その時点で最初の計画認定から5年を経過することから、調整費が活用出来ない。 (関西イノベーション国際戦略総合特区の最初の認定日:平成24年3月9日)	
28年	195	消防・防災・安全	都道府県	兵庫県、滋賀県、京都府、和歌山県、鳥取県、徳島県、堺市	内閣府	B 地方に対する規制緩和	被災者生活再建支援法第2条第2号 被災者生活再建支援法施行令第1条	被災者生活再建支援制度について の支援対象の拡大	市町村域をまたがる災害が発生した場合、基準に満たない市町村の被災者は支援金の対象とならないことから、一連の災害であれば全ての被災団体を支援するよう対象を拡大	【現状の制度】 被災者生活再建支援制度については、被災自治体内の建物被害世帯数を基準に適用されることになっており、同一あるいは一連の災害による被災に関わらず、基準に満たない市町村等の被災者は支援金の対象とならない場合がある。その場合、地方は独自制度で支援することが多いが、その場合は国から特別交付税として50%が支払われることとなる。 【支障事例・昨年度からの状況変化】 本年4月に発生した熊本地震においても、熊本県は100世帯以上が全壊したため県全域が適用されたが、大分県内では全壊が九重町の一帯のみであり、同法が適用されていない(H28.5.17現在)。 また、平成26年8月の豪雨災害では、丹波市を中心に甚大な被害が発生し、被災者生活再建支援制度を適用したが、猪名川町や神戸市では一部損壊に止まり、同制度を適用できなかった。なお同豪雨災害では、京都府や徳島県でも同様の事例が発生している。 【再提案理由】 これまでの内閣府の回答は、こうした小規模の被害は地方自治体が支援すべきであることが、この制度の本来の趣意でありその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的としており、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用していることを踏まえ、同一の大規模災害の被害に関しては全て適用するべきである。	
28年	258	医療・福祉	市区長会	指定都市市長会	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	・「子ども・子育て支援整備交付金の交付について」(平成27年府令第204号) ・「放課後児童健全育成事業の実施について」(平成27年雇児発0521第8号) 子ども・子育て支援交付金交付要綱	児童クラブ室等の整備に関する補助条件の見直し	児童クラブ室等の施設整備に対する補助事業において、施設の新設等により安価で余裕教室の活用ができるまでの間、リース方式による整備を対象に含めるよう補助条件を見直すこと。	厚生労働省・文部科学省より示された「放課後子ども総合プラン」において、今後の放課後児童対策における計画的施設整備のため、「学校施設を徹底活用した実施促進」が明記された。その具体的な方向として、「余裕教室の徹底活用(向け検討)」が示されている。対象児童数及び入所希望児童数の増加に対応するための施設整備・確保が喫緊の課題となっているが、35人学級の推進、耐震工事の影響等で利用できる余裕教室が減っており、加えて限られた財源の中で施設を新設整備することは困難な状況にある。 また、今後児童数が減少する見込みである小学校において、現状では余裕教室がなく、また、近隣に活用可能な公共施設がない場合、児童数が減少するまでの間、一時的に施設が必要となる場合がある。 このように、余裕教室が活用できるまでの間、学校敷地内に一時的なプレハブ建設が必要となる場合、リース方式による施設整備が有効であるが、リース料負担に多額の経費を要することから容易には実施できず、児童クラブ室等の整備・確保に支障を来している。	
28年	267	医療・福祉	市区長会	特別区長会	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第3条第3号、附則第3条 特定教育・保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育及び特別保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平成27年内閣府告示第49号)第1条第30号及び別表第2	家庭的保育事業等の連携施設に関する規定の要件緩和	待機児童の生じている自治体において、家庭的保育事業等の連携施設を確保しないことができる経過措置(平成32年3月31日まで)が適用される事業者に対して行っている公定価格の減額を廃止、または経過措置の対象から卒園児受入れ要件を除外する。	待機児童が生じている自治体では、5年間の経過措置や、その期間に適用される公定価格の減額について、次のような支障がある。 ① 都市部で整備されている乳児から入所できる100名以下の認可保育所では、新たに入所できる3歳児定員の枠が少なく、小規模保育事業等の卒園児を受け入れることができない状態(いわゆる3歳児の壁)の一つの要因が生じている。こうした自治体では、認可保育所等の整備が進まない中で、平成32年3月末までに小規模保育事業者等の責任で連携施設を設けることが困難である。 ② 新規参入した事業者は、地域での繋がりが弱く、既存の保育所等を連携施設として確保することが難しい。平成32年度に経過措置が終了することを念頭に、連携施設が確保できないことを理由として参入を諦める事業者もいる状況がある。 ③ 自治体によっては、連携施設を確保しないことができる期間について、公定価格の減額分を自治体で費用を持ち出し、事業者の負担を軽減して参入しやすい環境を醸成しているところもあるが、経過措置が終わった平成32年4月以降に、卒園児受入れの項目のみが達成できないことを理由に連携施設が非認定であるとして事業認可を取り消さざるを得ないのは、継続的な保育の提供ができないだけでなく、保護者の理解も得ることができない。 ④ 保護者が連携施設ではない保育所等への入所を希望する場合も多く、その場合は区が利用調整を行っている状況である。保育状況が継続されることが保障されれば、卒園児受入れのための連携施設を設ける必要性が乏しい。子ども・子育て支援新制度の一つの柱として地域型保育事業(家庭的保育事業など)を開始したが、待機児童が多い自治体では、連携施設の確保が及ぼす事業者の参入を阻害する要因となっている。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
28年	288	産業振興	都道府県	大阪府、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、関西広域連合	内閣府	B 地方に対する規制緩和	総合特別区域法第12条及び第35条、同法附則第2条 総合特区推進調整費の用途等に関する基準等について(平成27年1月13日一部変更 府地活第9号)	総合特区推進調整費による支援期間の延長	地域の実情に応じた総合特別区域計画に定めた事業の推進を図るため、総合特区推進調整費の支援期間(当該総合特区にかかる最初の計画の認定から5年以内)を延長すること	関西イノベーション国際戦略総合特区では、ライフサイエンス分野や新エネルギー分野への集中投資により、世界に向けた新たなイノベーションを生み出していくこととしている。 これまで、各府省の予算はもとより、当該調整費により、BNCT治療システムの開発や異分野の研究者による医療技術開発拠点の整備を行うなど、さまざまな取組みを進めてきており、順調に進捗している (内閣府総合特別区域推進本部 評価・調査検討会の平成26年度評価 4.1/5)。 これらの分野で世界をリードしていくためには長期的・継続的な事業推進が必要不可欠であり、平成29年度以降も、平成28年度から進めているはいはんな学研都市におけるスマートモビリティを活用した新たな実証事業などを継続展開していく予定である。 しかしながら、当該調整費は支援期間が「最初の総合特区計画の認定から5年以内」に限られているため、今後、総合特区計画更新等の手続きを行い、新計画の認定を受けたとしても、その時点で最初の計画認定から5年を経過することから、調整費が活用出来ない。 (関西イノベーション国際戦略総合特区の最初の認定日:平成24年3月9日)	
28年	279	消防・防災・安全	都道府県	高知県	総務省	B 地方に対する規制緩和	消防防災施設整備費補助金に依る補助メニューの拡大	消防防災施設整備費補助金に依る補助メニューの拡大	消防防災施設整備費補助金に下記の補助メニューを追加 ①耐震性の無い防火水槽の耐震補強 ②河川や水路を活用した消防取水施設の整備	【消防防災施設整備費補助金】 本県では、南海トラフ地震発生時に地震の揺れを起因とする火災の発生が想定されることから、「高知県地震火災対策指針」を策定し、出火防止、延焼防止、安全な避難といった3つの視点で対策に取り組んでいる。 発生した火災の延焼を防止するためには、まずは消火用水の確保が重要であるが、震災時には停電や水道設備の被害により、消火栓が使用できない可能性が高い。そのため、耐震性貯水槽など、消火栓以外の消防水利の整備が必要である。 しかしながら、「消防防災施設整備費補助金」には、耐震性貯水槽新設のメニューはあるが、新設するには費用がかかること、設置場所の確保が課題となり、整備が進まない。 例えば、高知県地震火災対策指針で示された重点推進地区の一つである四万十市中村地区では、地区内に34基の防火水槽があるが、そのうち耐震性防火水槽は3基しかなく、老朽化も進んでいることから、震災時に破損し、消火用水が漏れ、消火用水が確保できないことが想定される。	
28年	150	教育・文化	都道府県	京都府、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、関西広域連合	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	重要文化財(建造物・美術工芸品)修理、防災事業費国庫補助要項等	文化財建造物等の国庫補助事業の運用改善(補助対象の明確化)	文化財建造物等の国庫補助事業の運用改善(補助対象の明確化)	京都府では、平成24年8月、平成25年9月、平成26年8月と3年連続の大雨、台風災害において、史跡清水八幡宮境内、史跡及び特別名勝平等院庭園、史跡南禅寺境内など大きな被害が生じたが、国の現状確認前に緊急に文化財所有者が行った災害復旧工事(土砂撤出等の初期費用で、文化財本体の復旧工事のために必要な措置)については国庫補助対象となるかが明確になっておらず、文化財所有者に対して大きな負担となっている。	
28年	25	医療・福祉	町	海田町	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	保育所等整備交付金交付要綱	認可保育所の耐震化にかかる補助制度の設立	宗教法人が運営する認可保育所の耐震化にかかる補助制度の設立	認可保育所の認可を受け、運営しているにもかかわらず、社会福祉法人以外の者は、耐震改修費の補助対象外とされており、入所者の安全を確保するための施設の耐震化を阻む一因となっている。本町においても、新耐震基準の要件となる昭和56年以前から認可保育所を運営している宗教法人において耐震化が必要であるが、耐震化が進んでいない。民間保育所において耐震化の助成制度がない宗教法人等は、全額自己負担で耐震化を行う必要がある。	
28年	87	医療・福祉	都道府県	宮崎県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第4条「都道府県計画」	地域医療介護総合確保基金の地域の事情に応じた柔軟な活用について	地域医療介護総合確保基金 管理運営要領に規定される対象事業メニューの限定列挙の廃止	当該基金が目的とする医療提供体制の見直しや地域包括ケアシステムの構築を実現するためには、地域自らが、それぞれの地域の実情を踏まえた柔軟な発想による取組を進めることが重要であるが、現在、基金の対象となる事業については、国が示す事業メニューに記載されたものに限られている。 このため、例えば、現行の規定では介護専門人材育成事業において地域にニーズのある専門人材が対象外となっているといった支障が生じている。 このような支障を解消するため、国が示す事業メニューはあくまで例示とし、制度の趣旨に沿った内容であれば柔軟に事業対象として認めることを提案する。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
28年	162	医療・福祉	都道府県	京都府、滋賀県、大府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、関西広域連合	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	地域医療介護総合確保促進法	地域医療介護総合確保基金【介護】の要件緩和	地域医療介護総合確保基金【介護】の要件緩和	・介護分について、介護ロボット導入支援事業など、地域ごとの事業の活用実績やニーズを踏まえ、より効果的な事業実施を図るため、地域の実情に応じて、都道府県の裁量により、これ以外の事業についても弾力的に基金を活用することが可能となるよう見直しが必要である。	
28年	160	環境・衛生	都道府県	京都府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、堺市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	生活基盤施設耐震化等交付金交付要綱	水道施設耐震化のための「生活基盤施設耐震化等交付金」に係る補助対象の拡大	水道施設耐震化のための「生活基盤施設耐震化等交付金」について、水道施設の耐震診断及び自家発電設備の設置を補助対象に追加	京都府内の水道施設(基幹管路・配水池)の耐震化率は、全国平均を下回っている状況であるが、重要なライフラインである上下水道施設について、下水道施設(所管:国交省)では補助対象となっている水道施設の耐震診断及び自家発電設備の設置が、上水道施設(所管:厚労省)では補助対象となっていない。 防災・減災対策の推進は急務であるが、水道事業者においては、個別水道施設に対する耐震化対策の要否の把握が進まず、その結果、水道施設耐震化計画が策定されないことが、対策遅延の要因となっている。 また、自家発電設備の整備についても、自然災害時の電源確保の重要性は認識されつつも、整備費用の捻出が障害となり、対策が進んでいない。	
28年	179	医療・福祉	都道府県	兵庫県、滋賀県、大府、和歌山県、鳥取県、徳島県、堺市、関西広域連合	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	保育体制強化事業実施要綱 待機児童解消加速プラン実施方針	保育体制強化事業の実施主体に関する要件緩和	保育体制強化事業の実施主体を、「待機児童解消加速プラン」に参加する市町村から、保育人材が不足している市町村に緩和すること。	【制度の現状】 保育支援者の活用による保育士の負担を軽減する「保育体制強化事業」の実施主体は、「待機児童解消加速プラン」に参加する市町村に限定されている。 【支障事例】 本県のある市では、平成18年度以降待機児童ゼロとなっているが、平成29年4月から市内6施設の認定こども園への移行・定員拡充を予定しており、保育士需要が急増する。そのため、保育支援者の活用が必要となっているが、待機児童ゼロであり、今後も発生する見込みがないため、「待機児童解消加速プラン」に参加できず、「保育体制強化事業」の実施ができない状況にある。 また、山間部の市では、少子高齢化が進んでおり待機児童ゼロとなっているが、保育士がなかなか確保できず、清掃や後片付けなどの雑務まで行っている。そのため、保育の仕事に専念できるように「保育体制強化事業」を実施したいが、潜在的なニーズも含め保育ニーズの増大が見込まれないことから、「待機児童解消加速プラン」への参加という要件がネックとなっている。 なお、待機児童解消加速プラン実施方針 4 「加速化プラン事業」の対象となる事業、実施方法には、「保育体制強化事業」が掲載されておらず、上記のように、待機児童が少ない市町でも保育士不足になっている現状を踏まえると、事業主体を「待機児童解消加速プラン」に参加する市町村に限定する必要はないと考えている。	
28年	258	医療・福祉	市区長会	指定都市市長会	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	・「子ども・子育て支援整備交付金」について(平成27年府令第204号) ・「放課後児童健全育成事業」の実施について(平成27年雇児発0521第8号) ・子ども・子育て支援交付金交付要綱	児童クラブ室等の整備に関する補助条件の見直し	児童クラブ室等の施設整備に対する補助事業において、施設の新設等により安価で余剰教室の活用ができるまでの間、リース方式による整備を対象に含めるよう補助条件を見直すこと。	厚生労働省・文部科学省より示された「放課後子ども総合プラン」において、今後の放課後児童対策における計画的施設整備のため、「学校施設を徹底活用した実施促進」が明記された。その具体的な方策として、「余剰教室の徹底活用等に向けた検討」が示されている。対象児童拡大及び入所希望児童数の増加に対応するための施設整備・確保が喫緊の課題となっているが、35人学級の推進、耐震工事の影響等で利用できる余剰教室が減っており、加えて限られた財源の中で施設を新設整備することは困難な状況にある。 また、今後児童数が減少する見込みである小学校において、現状では余剰教室がなく、また、近隣に活用可能な公共施設がない場合、児童数が減少するまでの間、一時的に施設が必要となる場合がある。 このように、余剰教室が活用できるまでの間、学校敷地内に一時的なプレハブ建設が必要な場合、リース方式による施設整備が有効であるが、リース料負担に多額の経費を要することから容易には実施できず、児童クラブ室等の整備・確保に支障を来している。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容	
28年	261	医療・福祉	市区長会	指定都市市長会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉施設など民間社会福祉施設の耐震化の促進(保育所等整備交付金の対象拡大)	児童福祉施設など民間社会福祉施設の耐震化の促進(保育所等整備交付金の対象拡大) 宗教法人立等であっても、社会福祉法人立等と同じく、子ども子育て支援の一環を担っていることに違いはないことから、宗教法人等が設置する保育所等についても補助対象に加えるよう、要件緩和を求めるもの。	【現状】 保育所等整備交付金の対象は、保育所等にあつては社会福祉法人、日本赤十字社、公益財団法人、公益社団法人及び学校法人、保育所機能部分にあつては社会福祉法人及び学校法人に限られているところ、実態としては、宗教法人や個人等が運営する保育所等もあり、これらについては本補助の対象外となっているため、耐震化に支障が生じている。 保育所等整備交付金の対象については、児童福祉法第56条の2など関連する法令と整合を図る必要があることは認識しているが、耐震化は、新設等の新たに取得する又は効用の増加する施設整備とは異なり、施設の管理運営に近しい性質を持っていること。また、保育所等に子どもをのちを守るために緊急を要する重要な取組であることから、耐震化に限って要件緩和を求めるものである。 (構成市の具体例) 宗教法人立等の補助対象外の保育所等については、予算確保の観点から円滑な耐震化の取組に支障が生じており、保育所等に子ども等の安全と、保護者の安心を十分に確保できていない。平成25年9月に民営保育園耐震化計画を策定したが、当時の民営保育園229園中、124園について耐震化が必要であった(うち、21園が宗教法人立・個人立)。建替えに伴う社会福祉法人化などにより解消している園もあるが、これが困難なところは耐震化の取組ができない状況が続いている。			
28年	267	医療・福祉	市区長会	特別区長会	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第3条第3号、附則第3条 特定教育・保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特別保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平成27年内閣府告示第49号)第1条第30号及び別表第2	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第3条第3号、附則第3条 特定教育・保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特別保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平成27年内閣府告示第49号)第1条第30号及び別表第2	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第3条第3号、附則第3条 特定教育・保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特別保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平成27年内閣府告示第49号)第1条第30号及び別表第2	待機児童が生じている自治体では、5年間の経過措置や、その期間に適用される公定価格の減額について、次のような支障がある。 ① 都市部で整備されている乳児から入所できる100名以下の認可保育所では、新たに入所できる3歳児定員の枠が少なく、小規模保育事業等の卒園児を受け入れることができない状態(いわゆる「3歳児の壁」の一つの要因)が生じている。こうした自治体では、認可保育所等の整備が進まない中で、平成32年3月末までに小規模保育事業者等の責任で連携施設を設けることが困難である。 ② 新規参入した事業者は、地域での繋がりが弱く、既存の保育所等と連携施設として確保することが難しく、平成32年度に経過措置が終了することを念頭に、連携施設が確保できないことを理由として参入を諦める事業者もいる状況がある。 ③ 自治体によっては、連携施設を確保しないことができる期間について、公定価格の減額分を自治体が費用を持ち出し、事業者の負担を軽減して参入しやすい環境を整えているところもあるが、経過措置が終わった平成32年4月以降に、卒園児受入れの項目のみが達成できないことを理由に連携施設が非設定であるとして事業認可を取り消さざるを得ないのは、継続的な保育の提供ができないだけでなく、保護者の理解も得ることができない。 ④ 保護者が連携施設ではない保育所等への入所を希望する場合も多く、その場合は区が利用調整を行っている状況である。保育状況が継続されることが保障されれば、卒園児受入れのための連携施設を設ける必要性が乏しい。子ども、子育て支援新制度の一つの柱として地域型保育事業(家庭的保育事業など)を開始したが、待機児童が多い自治体では、連携施設の確保が反って事業者の参入を阻害する要因となっている。		
28年	30	農地・農業	都道府県	奈良県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農山漁村振興交付金実施要綱、要領	農山漁村振興交付金実施要綱、要領	農山漁村振興交付金の補助対象の追加	散策道整備(自転車も通行出来るように整備)を行う場合の用地・補償費を農山漁村振興交付金の補助対象に追加すること。	【支障事例】 河川堤防を散策道(自転車も通行出来るように整備)として拡幅するために整備予定箇所を事業用地として買取する場合、国要領により用地補償費に農山漁村振興交付金が交付される事業メニューが限られており、散策道整備が対象となる事業メニュー(自然環境保全・活用交流施設)では、用地補償費に交付金が充てられない。 【制度改正の必要性】 奈良県では、「田園まるごと歴史博物館構想」に基づき農山村の振興を推進しており、その中で、農村部散策道整備(自転車も通行出来るように整備)を行い、「自転車等の活用」を促進することで「域外からの交流促進」を図ることとしているが、現状ではその整備を計画的に推進することが困難となっている。本県を訪れる自転車愛好家も増えており、農山村振興を図るためにも地域交流に力を入れて取り組む必要性が高まっている。具体的な箇所としては、田原本や天理(柳本)ルート内にある西門川沿いの散策道整備があげられる。 ※当事業については、農山漁村振興交付金の当該事業メニュー以外に対応できる国の補助は無い。	
28年	84	農地・農業	都道府県	愛媛県、松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊予町、松野町、鬼北町、愛南町	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律、多面的機能支払交付金実施要領第4の1(1)、中山間地域等直接支払交付金実施要領第6の1(1)、2(1)及び(2)、第9、多面的機能支払交付金実施要領第9の1(1)、2	日本型直接支払制度における事業実施期間等の要件緩和	農業・農村の有する多面的機能(国土保全、水源涵養、景観形成等)の維持・発揮を図るための日本型直接支払制度においては、高齢者等の参加を促進し、地域の共同活動と農業生産活動の継続を推進するため、事業実施期間(現行5年)については、5年以内で柔軟に設定できるようにすること。また、人口減少や高齢化により実施期間内に事業の一部が継続できなくなった場合に、事業開始(認定)年度にまで遡及される返還義務を、活動実績が確認できる年度分については、返還を免除すること。	高齢者の多い集落では、5年間の農地維持が困難であることや、また、農地を適切に保全しているにもかかわらず事業の一部が継続できなくなった場合には事業開始年度に遡っての返還が必要となることから、取組を協議したり、参加をきらめるケースが多い。		

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
28年	85	農地・農業	都道府県	愛媛県、松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、西条市、大洲市、伊予市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律、多面的機能支払交付金実施要領第15(1)	多面的機能支払交付金における返還免除要件の見直し	農業・農業用水路等の保全を目的とした多面的機能支払交付金では、その取組(農地法面の草刈り、水路の荒上げなど)を維持・継続するため、地域での人口減少や高齢化の現状を踏まえ、返還免除の要件において、中山間地域等直接支払制度と同様に、農業者の病気が高齢等々の要件を加えること。	農業者の病気、高齢等により農地を維持できなくなった場合には、事業開始年度に遡っての返還が必要ことから、取組を躊躇するケースがある。一方、中山間地域等直接支払制度では農業者(家族を含む。)の死亡や病気、高齢等の理由により事業を継続できなくなった場合は返還が免除され、両交付金制度に参加する集落が多い中で、返還免除要件に違いがある。	
28年	86	農地・農業	都道府県	愛媛県、松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、西条市、大洲市、伊予市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	中山間地域等直接支払交付金実施要領第6の3(2)、4(1)、中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用第8の3(2)、第9の1(1)	中山間地域等直接支払制度における返還免除要件の緩和	事業の一部が継続できなくなった場合に集落全体に及ぶ返還義務について、高齢者が参加しやすいよう、多面的機能支払交付金と同様に、農作部分(個人部分)のみとし、中山間地域への移住促進や、担い手への農地集積・集約の円滑化を妨げることのないよう、協定からの農地除外の免責事由を拡大すること。	交付金の返還要件として、5年間の活動が継続できなければ一定要件以外は、「協定農用地のすべてについての交付金(集落全体の交付金)」の返還義務がある中、今年度、協定農用地面積が15ha以上又は集落連携維持加算に取組む協定で集落戦略を策定した集落協定については返還規定の見直しが図られたが、本県の77%の協定が15ha未満(867協定中664協定)であり、集落連携・機能維持加算についても新たな人材の確保が要件となっていることから県内で取組む協定がない状況にあり、高齢者は5年後も健康で農業を続けていけることへの不安やその際の集落(他の参加者)への負担(迷惑)になることを心配し、当初から参加をあきらめる者も多い。一方、多面的機能支払交付金では、「当該農用地部分に交付された交付金(個人の交付金)」のみの返還でよく、両交付金制度に参加する集落も多い中で、返還免除要件に違いがある。農用地を後継者の住宅や農林水産業関連施設へ転用することは認められているが、住宅以外の施設(店舗、作業舎、倉庫等)への転用は認められていないため、移住しようとする者や担い手等の就業機会の確保、経営の安定化に向けた体制整備において支障となっている。	
28年	126	農地・農業	都道府県	宮城県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	産地パワーアップ事業実施要領・実施要領	産地パワーアップ事業について地域の特性に応じた弾力的な運用	産地パワーアップ事業について、地域の実情を踏まえて作物別・地域別や、産地の発展段階(これから産地化を目指す地区、既に産地化されているが更なる強化を図る地区など)に応じた成果目標を設定できるよう、弾力的な運用をすること	産地パワーアップ事業は各地域の特性に応じ創意工夫により産地にイノベーションを起こす事業であるにもかかわらず、実際には事業の大枠は既存事業「強い農業づくり交付金」の準用となっている。現行では、全国一律に「コスト低減10%」「販売額増加10%」「契約販売の増加」といった成果目標等の基準が設定されているが、これらの目標は、水稲・麦・大豆等収益改善に向けた取組が相当程度進行している作物や地域、また、地域の担い手である大規模農家であっては実現が極めて難しい目標であるため、事業を実施することができず、地域の特徴や強みを十分に引き出せる仕組みとなっていない。	
28年	127	農地・農業	都道府県	宮城県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	産地パワーアップ事業実施要領・実施要領	産地パワーアップ事業について事業実施主体の市町村等への拡大	産地パワーアップ事業について、市町村等が主体性を発揮して事業に取り組むことができるよう、実施要領・要領等に市町村等が事業実施主体となることを明記すること	産地パワーアップ事業は産地の収益性向上を図るため地域一丸となった取組を後押しする事業であり、事業の主旨の周知や成果目標の設定の検討、計画の取りまとめなど地域段階での取組が要となる事業である。しかしながら、当事業の実施主体は都道府県のみとなっており、市町村によっては、要領・要領に明記されていないことなどを理由として、消極的な関与を固持するところがあり、地域を巻き込んだ事業の推進に苦慮しているところである。本来、「産地の育成」は、JAや市町村、県がそれぞれ蓄積しているノウハウを持ち寄り、また必要に応じて新たな情報や技術を導入しながら進めていくべきであるが、その案にはほど遠い現状である。	
28年	128	農地・農業	都道府県	宮城県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	産地パワーアップ事業実施要領・実施要領、強い農業づくり交付金実施要領・実施要領、農畜産物輸出拡大施設整備事業実施要領・実施要領	TPP関連対策に係る補助事業の一元化	TPP関連対策に係る国庫補助事業について、これまで予算措置された事業(産地パワーアップ事業、強い農業づくり交付金、農畜産物輸出拡大施設整備事業等)を一元化するとともに、今後予算措置される事業においても一元化するよう努めること	TPP関連対策として多数の補助事業(産地パワーアップ事業、強い農業づくり交付金、農畜産物輸出拡大施設整備事業等)が予算措置されたところであるが、これらは強い農業づくり交付金をベースに組み立てられた事業であり、対象施設や上限事業費など重複している部分が多い。それにもかかわらず、それぞれが単独の事業であるため、事業毎に県独自の実施要領や交付要領を制定する必要があるが、事業を始めるまでに相当の時間と労力を要し、著しく非効率である。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
28年	138	農地・農業	都道府県	鳥取県、関西広域連合、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、広島県、山口県、徳島県、京都市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱(別記1)第5 2 (1)ア及び(4)イ(ウ)	新規就農者の拡大支援(青年就農給付金準備型の要件緩和)	親元就農者が就農後5年以内に農地等の所有権移転をしながらも農業経営主、かつ認定農業者になれば、給付金の返還は不要とする。	【制度改正の必要性】 親元就農者が青年就農給付金(準備型)の給付を受けた場合、就農後5年以内に経営を継承しなかった場合(農業経営が法人化されている場合は農業法人の共同経営者にならない場合)は給付金の全額を返還することが求められている。 経営の継承はすべての農地等の名義変更(所有権移転)が必要となっており、また、新規卒業者等、若年層の者が親元就農する場合はその親等が親役世代が中心であるため、親元就農者の運やかな(5年以内)の経営の継承は非現実的であり、利用しづらい制度となっている。  【具体的な支障事例】 準備型の給付を受けながら農業大学校で研修を実施したかったものの、親が「現役世代(40歳代)であったために、親元就農後5年以内の経営継承は困難と判断し、準備型の受給を断念した事例がある。	
28年	139	農地・農業	都道府県	鳥取県、関西広域連合、滋賀県、兵庫県、和歌山県、広島県、山口県、徳島県、京都市、堺市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱(別記1)第5 2 (1)ア)及び(4)ウ)	新規就農者の拡大支援(青年就農給付金経営開始型の要件緩和)	親族から貸借した農地が、給付期間中に所有権移転や第三者からの貸借等により給付対象者の経営面積の1/2未満になれば、給付金の返還は不要とする。	【制度改正の必要性】 青年就農給付金(経営開始型)の給付要件として、「(受給開始時に)親族から貸借した農地が主である場合は、給付期間中に当該農地の所有権を給付対象者に移転することを確約すること」及びその場合に「給付期間中に農地の所有権の移転が行われなかった場合は給付金の全額を返還する。」こととされ、給付期間中に親族から貸借した農地のすべてについて所有権移転することが求められている。 本事業の趣旨が、「リスクを負って経営する独立・自営就農者を支援する」ことであるとしても、「親族から貸借した農地が主である場合」にその親族から貸借した農地のすべてについて所有権移転を求める必要はない。現に、親族から貸借した農地がわずかな差で「主でない」場合は、親族から貸借した農地の所有権移転は求められておらず、制度上、不公平が生ずる。 親元就農の場合、農地の所有権移転について相続問題が発生することが危惧され、現行制度上、すべての所有権移転を確約できずに給付申請を断念する場合も考えられ、利用しづらい制度となっている。  【具体的な支障事例】 例えば、祖父の農地を借りて経営を開始していたが、祖父の兄弟や子供等、農地の相続対象者が多く、祖父も所有権を移転することにまだ抵抗があったことから、給付期間中の所有権移転は困難と判断し、申請を断念した事例など、農地要件がネックとなって、経営開始型の受給を断念した事例がある。	
28年	248	農地・農業	その他	関西広域連合(共同提案) 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、京都市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱(別記1)第5 2 (1)ア)及び(4)ウ)	新規就農者の拡大支援(青年就農給付金の要件緩和)	親族から貸借した農地が、給付期間中に、所有権移転や第三者からの貸借等により給付対象者の経営面積の2分の1未満になれば、給付金の返還は不要とする。	青年就農給付金(経営開始型)の給付要件として、「親族から貸借した農地が主である場合は、給付期間中に当該農地の所有権を給付対象者に移転することを確約すること」及びその場合に「給付期間中に農地の所有権の移転が行われなかった場合は給付金の全額を返還する。」こととされ、給付期間中に親族から貸借した農地の全てについて所有権移転することが求められている。 本事業の趣旨が、「リスクを負って経営する独立・自営就農者を支援する」ことであるとしても、「親族から貸借した農地が主である場合」にその親族から貸借した農地の全てについて所有権移転を求める必要はない。現に、親族から貸借した農地が僅かな差で「主でない」場合は、親族から貸借した農地の所有権移転は求められておらず、制度上、不公平が生ずる。 親元就農の場合、農地の所有権移転について相続問題が発生することが危惧され、現行制度上、全ての所有権移転を確約できずに給付申請を断念する場合も考えられ、利用しにくい制度となっている。例えば、祖父の農地を借りて経営を開始していたが、祖父の兄弟や子供等、農地の相続対象者が多く、祖父も所有権を移転することにまだ抵抗があったことから、給付期間中の所有権移転は困難と判断し、申請を断念した事例などがあつた。	
28年	157	農地・農業	都道府県	京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、堺市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	強い農業づくり交付金の配分基準について(平成17年4月1日16生産第8451号通知)	強い農業づくり交付金の採択基準方法の見直し	成果目標に対する現況値のポイント及び達成すべき成果目標のポイントについて、事業実施主体のこれまでの先進的な取組についても、適正な評価が与えられる仕組みとすよう求める	本交付金については、ポイント制が採用されており、①成果目標に対する現況値(5点満点) ②達成すべき成果目標(10点満点) をそれぞれポイント化して積み上げ、上位ポイントから地区採択される仕組みとなっている。 ただし、事業実施主体が先進的な取組を行っている、現況値が高い場合、①は高ポイントとなるものの、②はさらなる上積みが難しく低ポイントとなる仕組みとなっているため、採択順位が低くなり、交付金の内示額が少額、若しくは、内示がなかったりとなり、必要な事業推進への障害となっている。 例えば、本府の主要農産物であるお茶について、現在の政策目標では、煎茶から売れる茶種(かぶせ茶やてん茶)への転換を目指している。売れる茶種を「販売戦略茶種」とし、その茶種の生産量を増やすなどの先進的な取組について、適正な評価が与えられる仕組みにしてほしい。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
28年	301	農地・農業	知事会	九州地方知事会	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	消費・安全対策交付金実施要領第7の5、6 消費・安全対策交付金実施要領別表1の2	消費・安全対策交付金の実施要領の交付対象要件等の緩和	死亡牛のBSE検査や適正処理を将来にわたり円滑に進め、国内におけるBSEの監視体制を維持するためにも、 ①消費・安全対策交付金の実施要領第7の施設整備等の一般基準において、BSE検査に係る関連施設に限り、補修費及び既存施設の更新も交付対象とすること。 ②消費・安全対策交付金の中の食料安全保障確立対策整備交付金の対象施設に、死亡牛のBSE検査実施後に、死亡牛を適正に処理するために必要な関連施設である化製場に整備された牛処理専用ラインを含めるとともに、当該施設の整備等に限り、設置する団体を事業実施主体に加えること。	【支障事例】 死亡牛のBSE検査開始から10年以上が経過し、死亡牛の一時保管施設や処理施設の老朽化が進んでいる。 死亡牛からBSE検査材料を採取し、検査結果が判明するまでの間、死亡牛は腐敗防止のため、一時保管施設内の冷凍コンテナに收容されるが、保管中に死亡牛から発生する硫化水素ガスが冷凍器の冷却管を腐食し、ガス漏れを起こすため、耐用年数は一般的な冷凍コンテナに比べ、極端に短い状況にある(約3年)。冷凍コンテナが使用不能に陥ると、死亡牛のBSE検査と適正処理の実施に支障が生じることとなる。 また、鹿児島県内の化製場に整備された牛処理専用ラインについては整備から12年が経過する中で、死亡牛のBSE検査実施後に、死亡牛を適正に処理するためには、頻繁な補修等が必要になっている。	
28年	29	土木・建築	都道府県	奈良県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	社会資本整備総合交付金(防災・安全交付金事業)の要件の緩和	社会資本整備総合交付金(防災・安全交付金事業)の要件の緩和	河川内の堆積土砂の撤去工事を大規模に行う場合は、「河道掘削」と同様に「改良工事」に該当するものとして防災・安全交付金の補助対象とすること。	【支障事例】 本県内を縦断する熊野川の支流では、紀伊半島大水害とその後の台風等により土砂が堆積し、治水安全度が低下している。さらに、本県は内陸部であるが、毎年台風被害を受ける地域であり、平成26年台風18号等で新たな土砂が発生し、その後も台風時に限らず、多量の土砂が堆積し、治水安全度の低下が続いている。 特に神納川においては紀伊半島大水害後に災害復旧事業として堆積土砂の撤去を行ってきた。しかしながら、単独の費用で点検を行いつながら堆積土砂撤去工事を行っているが、断続的に多量の土砂が堆積している現状であり、平成27年度の堆積土砂の除去に要する費用は、約1.5億円となり近隣自治体と比較して負担が大きいものとなっている。	
28年	58	土木・建築	都道府県	長野県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	公営住宅法第8条第1項	災害公営住宅の適用要件の緩和	市町村が行う被災者向け公営住宅整備における災害公営住宅の適用要件(全国一律の減失戸数)については、「河道掘削」と同様に「改良工事」に該当するものとして防災・安全交付金の補助対象とすること。	【制度改正の必要性】 災害公営住宅の要件は、全壊戸数を基本に全国一律の減失戸数となっており、局地的な災害においては、国庫補助における災害公営住宅の扱いとしない場合があり、財政力の弱い小規模自治体が十分な対応ができない場合がある。 【長野県神城断層地震による事例】 ○平成26年11月26日 震度6弱の地震が発生し、白馬村及び小谷村で、住家等の被害が大きかった。 ○震災後、早期の生活再建及び地域の再生を図るため、公営住宅の建設を検討するが、局地的な災害であったため、災害公営住宅の要件(1市町村の区域内で200戸以上若しくは1割以上)に該当できなかった。 ・白馬村 全壊 42戸(世帯数の約1.2%) ・小谷村 全壊 33戸(世帯数の約2.7%) ○長野県では、小規模市町村の財政負担を軽減し、被災者の生活再建と地域の再生を円滑に行えるよう、通常の公営住宅の国庫補助率と災害公営住宅(一般災害)の国庫補助率との差を助成する「白馬村 公営住宅10戸(県補助 うち12戸) H28年度建設 ・小谷村 公営住宅8戸(県補助 うち8戸) H27年度建設(一部繰越し)	
28年	107	運輸・交通	中核市	姫路市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	地域公共交通確保維持改善事業費補助金(離島航路運営費補助金)交付要領第29条第2項	地域公共交通確保維持改善事業費補助金の要件緩和	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要領において、離島航路運営費補助金の交付要件として一航路につき唯一の事業者が運航するものに限定されている。二以上の複数事業者が競合する場合においても補助金の交付対象となるよう制度の緩和を要望する。	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要領では、離島航路運営費補助金の交付要件として一航路につき唯一の事業者が運航するものと規定されている。 現在姫路市には、一航路二事業者で運航している離島航路が二航路あります。当該航路は、家路島の急激な人口減少により利用者が減少しており、このような状況の中、各事業者は経営努力により現在まで当該航路を維持してきた。安定した航路の運航を図るため、過去に合併協議等があったが、折り合いがつかず不調となっており、現在も進展はない状況である。この状況が続けば、各事業者が経営努力の限界まで運航し、同時期に撤退するといった可能性が懸念される。	
28年	129	土木・建築	都道府県	熊本県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	社会資本整備総合交付金交付要綱	がけ地近接等危険住宅移転事業の対象要件の緩和	社会資本整備総合交付金のうちがけ地近接等危険住宅移転事業の建設助成費について、対象が「危険住宅に代わる住宅の建設(購入を含む)」となっており、中古住宅(空家等)を購入してリフォームする場合も交付対象となるよう要件の緩和を求める。	【支障事例】 当該事業については、平成27年度から中古住宅に関連した相談を受けるようになってきている。加えて、先般の熊本地震により、がけ地等の危険区域からの移転を考慮する住民は増えると思われるため、行政としても何らかの支援する取組みが必要と感じているところである。 現在、中古住宅(空家等)の所有者が自らリフォームをして、売りに出すことはほとんどない状況であるため、中古住宅(空家等)を購入してリフォームする場合も当該事業の対象とすることで、中古住宅(空家等)の活用を促進できると考える。 その場合の費用については、現行制度と同様の上限額とするなど、一定の制限を加えることで交付対象とすることは可能と考える。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
28年	19	教育・文化	都道府県	愛知県	文部科学省	対象外	高等学校等修学 支援事業費補助 金(奨学のための 給付金)交付要綱 における補助要件 の緩和	高等学校等修学 支援事業費補助金 (奨学のための給 付金)交付要綱に おける補助要件 の緩和	高等学校等修学支援事業費補助金交付要綱において、補助対象となっていない事務費を新たに補助対象とする。	【制度改正の必要性】 奨学給付金は、就学支援金制度に所得制限を導入時、その財源を活用して行うとの国の方針のもと創設されたものであるが、就学支援金と異なり、国は事務費を全く負担していない。なお、現在、高等学校等修学支援事業(奨学給付金)については、事務費も含め全額国庫負担により実施するよう全国知事会から国に対し要望を出しているところである。 【支障事例】 毎年、都道府県が、案内、申請書類等の配布、所得要件等の審査、支給等の事務を行い、事務費を全額負担している。	【対象外】
28年	39	その他	施行時特別市	長岡市	総務省	対象外	地域おこし協力 隊推進要綱(平成 21年3月31日 付け総付第38 号総務事務次 官通知)	地域おこし協力 隊の地域要件緩和 について	地域おこし協力隊の地域要件について、同一自治体内の都市部(条件不利区域外)から条件不利区域への転居者も対象とする。	長岡市内の条件不利区域(過疎地域)は、合併前の旧市町村の一部の区域(山古志、小国、川口、板尾、和島地域)4月から募集している「地域おこし協力隊」に対しては、当該区域外(長岡地域等)の市民からも応募の希望があるが、現行の制度では対象とならない状況にある。 一方で長岡市内の都市部の市民が他の自治体の地域おこし協力隊に応募している現状であり、こういった意欲ある市民が愛着を持つ長岡市で活動ができないという支障が生じている。	【対象外】
28年	53	医療・福祉	都道府県	岡山県、日本創 生のための特 定世帯応援知 事同盟	内閣府、財務省、 文部科学省、厚生 労働省	対象外	・「普通財産にか かる用途指定の 地理要領に 関し(昭和31 年2月22日蔵 国有第339号)	国有財産の用途 指定変更手続きの 簡略化	国有地の貸付による土地で運営されている幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行する際、用途指定の変更に関する協議を伴う承認が必要であり、保育量の確保計画に支障が生じているため、協議を伴わない承認又は届出とする。	財務省から土地を借りて運営している幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行する場合には、貸付にかかる用途指定の変更の際に、協議を伴う承認が必要であり、保育量の確保計画に支障が生じている。 用途指定の根拠法令が変わるため、協議を伴う承認が必要となるが、補助金の交付を受けて設立した保育所を幼保連携型認定こども園に移行する場合の用途変更は協議を伴わない包括承認であり、国有地の用途指定変更についても同様の取り扱い又は届出することを求めるものである。	【対象外】
28年	64	その他	町	松田町	総務省	対象外	地域おこし協力 隊推進要綱 第 3 対象	地域おこし協力 隊員の転入地にお ける地域要件に特 定農山村法の指 定地域を追加す ること	地域おこし協力隊の地域要件について、「特定農山村法の指定地域」を追加	【支障事例】 ①近年高まっている都市部からの地域才能を持った人材の移住需要やボランティア希望者の受入機会(定住・交流人口)の損失を招いており地域活性化が阻害されている。 ②農山村を抱える地域では都市部においても人口減少が他地域と比べ進行していることから、更なる人口減少を招く負のスパイラルに陥る可能性が高まっている。 ＜当前における指標＞ 町全体人口は平成12年:12,987人⇒平成27年:11,208人(△1,779人 △13.6%)に減少 町域のうち一部地域が特定農山村法の指定地域とされ、その地域のみ指標は以下のとおり。 [指定地域内における数値] 人口推移 平成12年2807人⇒平成27年2,122人(△259人 △24.4%)に減少。 扶助率 平成12年3.7 ⇒平成27年1.7 (△2 △54%)に減少。 (扶助率:65歳以上の老年人口が15~64歳の生産年齢人口に占める割合)	【対象外】
28年	69	産業振興	指定都市	京都市	経済産業省	対象外	伝統的工芸品 産業の振興に 関する法律第2 条、第4条、第7 条、第9条、第 1条、第13条 伝統的工芸品 産業支援補助 金 公募要領	伝統的工芸品の 指定に係る要件の 緩和	伝統的工芸品の指定における生産規模要件(一定の地域において少なくとも数の者がその製造を行い、又はその製造に従事しているものであること。)を撤廃する。	伝統的工芸品産業支援補助金の対象は、伝統的工芸品産業の振興に関する法律第4条、第7条、第9条、第11条及び第13条に規定する計画を定めたものに対象が限られており、当該計画は、同法第2条に基づく経済産業大臣の指定を受けた伝統的工芸品について、当該工芸品の製造事業者や、製造事業者を構成員とする事業協同組合等でないことと策定することができない。 一方、伝統的工芸品の指定を受けるためには、「一定の地域において少なくとも数の者がその製造を行い、又はその製造に従事している」ことが求められている。 そのため、小規模の業種が伝統的工芸品産業支援補助金の対象外となっており、真に支援を必要とするところに十分な支援ができていない。	【対象外】
28年	109	環境・衛生	中核市	姫路市	厚生労働省	対象外	と畜場法 と畜場法施行規 則 保健衛生施設 等施設整備費 国庫補助金 交付要綱	「保健衛生施設等 施設整備費国庫 補助金」における 食肉衛生検査所 整備の補助要件 緩和	食肉衛生検査所の整備に関する「保健衛生施設等施設整備費国庫補助金」の補助要件(年間と畜検査頭数20万頭以上)を緩和する。	姫路市内では、現在、国・県の支援を受け、民間事業者が対米・対EU輸出対応が可能な新食肉センターの開設準備を進めている。対米・対EU輸出認定施設の開設及び運営の条件は高度であることから、衛生管理に関する指導も詳細かつ厳格さが求められる。加えて、新施設では、処理頭数の大幅な増加(52頭→200頭/日)が予定されている。 そのため、食肉衛生検査(と畜検査)を実施する本市では、平成29年度の新食肉センターの稼働開始に向けて、検査体制の拡充が不可欠なものとされており、特に検査施設の整備と検査機器の充実が必要となっている。 しかしながら、厚生労働省が定める「保健衛生施設等施設整備費国庫補助金」における食肉衛生検査所整備の補助要件は、年間と畜検査頭数20万頭以上であり、現在の補助要件では、補助対象外となる。このため、姫路市では、食肉衛生検査センターの整備について財務的に困難な状況が生じている。	【対象外】

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
28年	148	医療・福祉	指定都市	横浜市	厚生労働省	対象外	児童福祉法(子ども・子育て支援法)	保育所の整備・運営への民間事業者の積極的な参入を実現するための規制緩和(イコールフットingの実現)	株式会社が保育所を建設・改修等により整備する際に補助金を支出する場合に、財源として地方債を活用できるものとする特別法の制定	【制度改正の必要性】 待機児童解消のための保育所等の整備は、目標の実現に向けて、特に緊急に対応すべきものとされている。 大都市での待機児童解消のための保育所等の整備において、活用できる人的資源や土地に限られている中で多様な整備主体・整備方法を可能とする必要があり、制度面では、株式会社など民間事業者の参入が進められている。しかし、財源面においては、自らもしくは公共的団体が整備する場合は地方債の活用が認められているが、民間事業者が整備する場合は認められていない。総務省からはPPP/PFIの導入促進のためイコールフットingを図るとされているが、この保育所の事例においては、民間事業者による整備は不利な扱いとなっている。  【支障事例】 民間事業者の保育所整備に係る補助金の財源として地方債が活用できないことにより、限られた財源の中では、他の必要なサービスから財源を捻出しなければならないなどの支障が生じている。本市においては、平成25年度の待機児童ゼロ達成後も、増加する保育所申込者に対応するため引き続き整備を進めており、今後、必要な保育所の定員拡大への対応に支障が生じることも危惧される。多様な主体を活用して保育所の整備を加速化していくためには、イコールフットingを図ることは必須である。	【対象外】
28年	151	教育・文化	都道府県	京都府、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、関西広域連合	文部科学省(文化庁)	対象外	重要文化財(建造物・美術工芸品)修理、防災事業費国庫補助要項 等	文化財建造物等の国庫補助事業の運用改善(補助率引き上げ)	文化財の耐震対策工事に対する国庫補助の補助率を引き上げる。	災害復旧工事では国庫で85%は補助されるが、耐震化工事は50%補助にとどまる。近年、大規模災害が頻発している中、公共施設だけでなく、文化財の防災対策について推進する必要があるが、所有者の負担が大きいため進んでいない。	【対象外】
28年	152	教育・文化	都道府県	京都府、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、関西広域連合	文部科学省(文化庁)	対象外	史跡等購入費国庫補助要項	史跡等の公有化、整備活用に対する財政措置の拡充	史跡等の公有化、保存整備及び活用を促進するため、税の優遇措置の拡大や地方負担分に交付税措置を講じるなどの助成措置等を拡充する。	史跡の買い上げは公園等を順次整備していく目的があるので、かなり大がかりな規模(森仁京や長岡京跡など)で複数年の買い上げになる。史跡等の公有化、保存整備及び活用を促進するためには、税の優遇措置の拡大や地方負担分に交付税措置を講じるなどの助成措置等の拡充が必要。	【対象外】
28年	156	その他	都道府県	京都府、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	国土交通省	対象外	地方税法第145条第2項、道路運送車両法第13条	自動車税滞納整理の効率化のための制度見直し	ローン完済により実質的に所有権が移転していると認められる自動車については、職権による所有権移転登録変更申請を可能とする。	自動車税は、自動車の所有者に課することとされている。ローン完済後に買主に自動車の所有権移転登録がされない場合は、買主が自動車税を滞納したときに、当該自動車を差し押さえることができず、滞納整理の妨げとなっている。	【対象外】
28年	201	運輸・交通	都道府県	広島県	国土交通省 警察庁	対象外	道路運送車両法第12条 自動車の保管場所の確保等に関する法律第7条	広域観光周遊ルート形成促進に向けた、レンタカー使用場所変更手続き等の緩和	ITの活用によりレンタカーの使用位置を把握・管理できる場合は、自動車保管場所と使用の本拠の位置の変更手続を不要とする。	【現状】 瀬戸内の交通環境において、本州と四国地方を結ぶ鉄道は瀬戸大橋線のみであり、その他の主な交通手段は、自家用車・バス・船に限られることから、広域観光を行う旅行者にとってレンタカーを手軽な料金設定で利用できる、旅行商品達成が求められている。  【支障事例】 観光庁に認定された広域観光周遊ルート「せとうち・海の道」を推進し、瀬戸内の島々を訪れる観光客の交通環境の利便性を高めるため、(一社)せとうち観光推進機構と連携し、レンタカーを活用した旅行商品の企画・造成を推進しているが、道路運送車両法第12条では、「使用の本拠の位置に変更があったときは、15日以内に国土交通大臣の行う変更登録の申請をしなければならない」とされている。また、車庫法(自動車の保管場所の確保等に関する法律)第7条では、「保管場所の位置を変更したときは、15日以内に変更後の保管場所を管轄する警察署長に届出を行う」ととされている。  広域周遊観光の場合、出発地と最終目的地が異なるルートが多数(例えば、広島県⇨愛媛県)であり、レンタカーの「乗捨て」サービスを利用することとなるが、同法の規定によりレンタカー事業者の責務で、出発地の配器事務所(レンタカーを戻す必要があることから、結果として、利用者の「乗捨て料金」に転嫁されており、観光客にとって魅力ある旅行商品達成につなげることが難しい。	【対象外】

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
28年	202	運輸・交通	都道府県	広島県	国土交通省 警察庁	対象外	道路運送車両法第12条	広域観光周遊ルート形成促進に向けた、レンタカー型カーシェアリングの使用場所変更手続き等の緩和	ITの活用によりレンタカー型カーシェアリングの貸渡・整備状況を把握・管理できる場合は、自動車保管場所と使用の本拠の位置の変更手続を不要とする。	【現状】 瀬戸内の交通環境において、本州と四国地方を結ぶ鉄道は瀬戸大橋線のみであり、その他の主な交通手段は、自家用車・バス・船に限られる上、橋が架かっている島も多数あり、移動手段が船に限られる。観光地が離島の場合、そこを訪れる旅行者にとって、一時的な交通手段を確保することが必要であり、レンタカー型カーシェアリングの普及促進が求められている。 【支障事例】 観光庁に認定された広域観光周遊ルート「せとうち・海の道」を推進し、瀬戸内の島々を訪れる観光客の交通環境の利便性を高めるため、(一社)せとうち観光推進機構と連携した取組を推進しているが、道路運送車両法第12条では、「使用の本拠の位置に変更があったときは、国土交通大臣の行う変更登録の申請をしなければならない」とされている。また、車庫法(自動車の保管場所の確保等に関する法律)第7条では、「保管場所の位置を変更したときは、変更後の保管場所を管轄する警察署長に届出を行う」とことされている。 瀬戸内の島々において、瀬戸内芸術祭など短期間のイベントを開催する場合、開催地が小さな離島のことも多く、上陸後の移動手段がバス・タクシーしかないため、観光客にとって、移動手段が非常に不便な状況となっている。 期間限定のイベント開催であり、レンタカー型カーシェアリングにより一時的な交通手段を確保することができれば、観光客の利便性の向上や、更なる誘客促進につなげることができるが、同法の規定がネックとなり、カーシェアリングを展開することができない。	【対象外】
28年	217	医療・福祉	都道府県	徳島県	厚生労働省(職業安定局)	対象外	障害者の雇用の促進等に関する法律	難病患者雇用促進のための法定雇用率がい者数算定方法の見直し	雇用主に課されている障害者雇用率達成義務の対象となる障害者について、難治性疾患患者を含めるよう見直す。(現在、対象となっているのは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者のみ)	「障がい者の雇用の促進等に関する法律」に基づく障がい者の法定雇用障がい者数の算定は、身体障がい者又は知的障がい者しか対象となっていないことから、これらの認定をされていない「難病患者」については、一般事業主による雇用が進まない状況となっている。	【対象外】
28年	221	農地・農業	都道府県	徳島県	農林水産省	対象外	農地集積・集約化対策事業実施要綱別記2の第4の3	円滑な農地集積のための「経営転換協力金」の事業費上限の見直し	「経営転換協力金」について、国が都道府県への交付基準を定めたことにより、要綱で定めた単価での事業実施が困難となったため、国の交付基準を変更する。	農地集積のため、農地中間管理機構に自作地を貸し付けた農業者に交付される「経営転換協力金」については、「担い手への農地集積推進事業実施要綱」により交付単価が定められている。 ①0.5%以下 :30万円/戸 ②0.5%超2.0%以下 :50万円/戸 ③2.0%超 :70万円/戸 現状、事業費上限があるため、要綱で示す交付単価では経営転換協力金の運用は難しく、経営規模が小さい農家がより地域においては、都道府県の判断により心を得なく大規模単価切り下げを余儀なくされ、機構の活用が進まず、制度に対する不信感が生じる恐れがある。	【対象外】
28年	233	その他	その他	関西広域連合、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県	内閣府	対象外	地域再生法第5条第4項第2号	広域連合が「企業版ふるさと納税」の活用を可能とする制度改正	平成28年度から、地方公共団体の地方創生事業に対する企業の寄附について、法人住民税等の税額控除の優遇措置(「企業版ふるさと納税」)が講じられたが、広域連合は対象外とされているため、改善を求める。	平成27年度の提案募集において、関西広域連合も「まち・ひと・しごと創生法」に基づく地方版総合戦略の策定主体となることが認められた。現在、広域連合では、東京の一極集中を是正し、関西圏域の活力を取り戻すため、地域の特性に応じた地域課題の解決を図り、効果的かつ効果的な取組を緊急的かつ集中的に実施するため、地域再生法に基づく地方創生推進交付金の活用も視野に入れ、地域再生計画の速やかな策定に向けて取り組んでいるところである。 一方、平成28年度から、地方自治体の地方創生事業(地方版総合戦略及び地域再生計画に定めるまち・ひと・しごと創生寄附活用事業)に対する企業の寄附について、新たに法人住民税等の税額控除の優遇措置が講じられ(「企業版ふるさと納税」)、地方創生に取り組む地方を応援するとされたが、広域連合は対象外とされたため、企業の広域連合の取組に対する支援(寄附)へのインセンティブの阻害要因になりかねない。 また、まち・ひと・しごと創生法に基づく地方版総合戦略、地域再生法に基づく地域再生計画、交付金については広域連合を対象としているのに対し、これらの戦略等に基づく地方創生事業に対する企業の支援について税額控除を認めないことは、著しく均衡を逸している。	【対象外】
28年	259	医療・福祉	市区長会	指定都市市長会	内閣府、文部科学省、厚生労働省	対象外	・「子ども・子育て支援整備交付金の交付について」(平成27年府令第204号) ・「放課後児童健全育成事業の実施について」(平成27年府令第8号) ・「子ども・子育て支援交付金交付要綱	児童クラブ等の活動を学校施設内で行うにあたっては学校と児童クラブの施設管理区分上1階が望み、余給教室が上層階に存在する場合、1階既存特別教室等を上層階に機能移転して、1階既存特別教室を児童クラブ室に改修するという方法が有効である。この整備は真正な児童クラブ室の確保のためには必要なものであるにも関わらず、特別教室等の移転に係る経費については補助対象外であることから、費用負担が重くなり、機能移転に支障を来している。	【対象外】		